

第6章 生産局

第1節 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による農業分野への影響と対応

農畜産物に係る原発事故対応として、食品中の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、乳児用食品50Bq/kg、牛乳50Bq/kg、飲料水（茶含む）10Bq/kg）以下の農畜産物のみが流通するよう、放射性物質検査や検査結果に応じた出荷制限が行われており、関係県において必要な検査が行われるよう科学的助言等を行った。また、品目・地域ごとの状況に応じ、農畜産物の放射性物質の吸収を抑制するための対策等の徹底を図った。

1 農畜産物の品目ごとの放射性セシウム検査結果と安全確保の取組

(1) 米

26年産米については、25年産米に引き続き、作付制限、放射性物質の吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保対策を実施した。

また、23年産米の検査結果等の解析により、カリ肥料の施用が玄米に含まれる放射性セシウム濃度を低減する効果があることが明らかとなっていることから、26年産米の生産においても、土壌中のカリウム濃度に応じたカリ肥料の施用を推進・支援した。

こうした取組の結果、26年産米の放射性セシウム検査結果では、17都県で検査された1,102万点（福島県の全袋検査を含む）のうち基準値超過が2点、0.0002%と、25年産米の0.0003%に比べてさらに大幅に低下した。

(2) 米以外の農産物

野菜については、26年度に16,712点の検査を行ったところ、基準値を超える値は検出されなかった。

果実については、震災後に粗皮削りや高圧洗浄により樹体表面に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等により、26年度に実施した3,302点の検査において、基準値を超える値は検出されなかった。

茶については、震災後に深刈り等の剪定、整枝によ

り樹体や葉に付着した放射性セシウムの低減に取り組んだこと等により、26年度に実施した206点の検査において基準値超過はなかった。なお、茶については、24年4月以降、飲用に供する状態で測定することとなっている。

大豆・そばについては、放射性物質の吸収抑制対策が講じられたことにより、26年産大豆の基準値超過の割合は0.1%と25年産の0.4%から低下するなど年々減少しているほか、そばについては26年産では基準値超過がみられなかった。なお、大豆については効果的な吸収抑制対策の実施に向け、福島県等と連携して、放射性セシウム濃度の高い大豆が発生する要因とその対策について調査取りまとめを行った。

(3) 畜産物

畜産物については、基準値を超える放射性物質が含まれることがないように設定した暫定許容値以下の飼料のみが与えられるよう、家畜の適切な飼養管理について指導するとともに、代替飼料の確保に対する支援等を行った。

また、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を上回る牧草が生産されることが予想される草地について、反転耕、耕起等により、平成23年度から26年度にかけて約2万7千haの放射性物質の吸収抑制対策等を推進した。

こうした取組により、26年度の検査結果は、牛肉については186,937点、豚肉については629点、鶏肉及び鶏卵については551点の検査が行われたが、いずれも基準値超過は検出されなかった。原乳については、26年度は1,846点の検査が行われたが、基準値（50Bq/kg）の超過は、23年4月以降検出されていない。

(4) 正確な情報発信

原発事故の影響下での農作物の作付、吸収抑制対策、収穫時の検査等、営農上留意すべき事項について、Q&Aや通知を作成し、ホームページへの掲載や、関係県・団体等を通じて現場への周知に努めた。

また、都道府県が行う食品中の放射性物質の調査結果について、厚生労働省の集計したデータを基に、各品目や地域ごとに分かりやすく整理し、ホームページに掲載した。

表1 26年度の農畜産物の放射性セシウム検査結果（17都県）

注1（上段：26年度、下段：25年度）

品 目	検査点数 ^{注2}	基準値 ^{注3} 超過点数	超過割合	26年度の基準値超過品目
米	1,102万 (1,104万)	2 (28)	0.00002 % (0.0003 %)	米
麦	383 (592)	0 (0)	0 % (0 %)	—
豆 類	3,459 (5,167)	4 (21)	0.1 % (0.4 %)	大豆
野 菜 類	16,712 (19,657)	0 (0)	0 % (0 %)	—
果 実 類	3,302 (4,243)	0 (0)	0 % (0 %)	—
茶 ^{注4}	206 (447)	0 (0)	0 % (0 %)	—
その他 地域特産物	1,049 (1,618)	0 (0)	0 % (0 %)	—
原 乳	1,846 (2,040)	0 (0)	0 % (0 %)	—
肉・卵 (野生鳥獣肉を除く)	188,304 (194,945)	0 (0)	0 % (0 %)	—
農畜産物合計	1,123万 (1,127万)	6 (49)	0.00005 % (0.0004 %)	

注1 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。
注2 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
注3 超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
基準値（24年4月～）：100 Bq/kg（茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については24年9月30日、大豆については24年12月31日まで500 Bq/kg（暫定規制値））。
注4 24年度以降の茶は、飲料水の基準値（100Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

2 原発被災地への支援等

避難指示区域等における農業者の経営再開に向け、農地等の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後の農地等の保全管理や作付実証等の取組を支援した。

(1) 農業生産の復興・営農再開支援に向けた取組

農業生産の復興に向けて、放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援した。

また、避難指示区域等における農業者の経営再開に向けて、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地の管理耕作及び新たな農業への転換に対して支援した。

(予算額

東日本大震災農業生産対策交付金
7,487百万円の内数
福島県営農再開支援事業

23,185百万円（平成24年度補正）（基金）

(2) 農業系廃棄物の処理の推進

放射性セシウムに汚染された稲わら、牧草、牛ふん堆肥等の農業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000Bq/kg 超は指定廃棄物として国（環境省）が、8,000Bq/kg 以下は一般廃棄物等として市町村等が処理することとされている。焼却処理等がなされるまで時間を要する状況にあることか

ら、営農上支障が生じることがないように、また、風評被害の原因となることがないように、隔離や一時保管等を推進した。

(3) 被災地の家畜の捕獲等

旧警戒区域において飼養が困難となり、牛舎等から離れている家畜（放れ畜）については、同区域の見直しに伴い、平成24年4月5日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、所有者の同意を得た上で家畜に苦痛を与えない方法によって処分することを基本としつつ、所有者が継続飼養を望む場合、福島県の策定した対処方針に基づき、出荷や繁殖の制限、個体識別の実施等を要請した上で家畜の引き渡しを行う旨が指示された。

これを受けて、福島県が行う家畜の捕獲等の取組に引き続き協力したところ、平成26年1月の捕獲以降、放れ畜の目撃情報等はなく、福島県は、同年2月末に全頭を捕獲したと判断した。また、継続飼養をしている農家に対しては、福島県が定めた対処方針を遵守するよう、県とともに要請等を行った。

第2節 国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

地方の自主性・裁量性を高める観点から、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な仕組みである「強い農業づくり交付金」を引き続き推進した。

また、産地の農業収益力の向上に向け、国が直接採択・支援する事業を大括り化し、効率的な運用を可能とした「産地活性化総合対策事業」を引き続き推進した。

1 強い農業づくり交付金
(産地競争力の強化に向けた取組)

(1) 事業の趣旨

我が国農業は国民への食料の安定供給や地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等といった多面的かつ重大な役割を果たしている。

一方、近年の消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業や流通業界のニーズに対し、国産農畜産物の生産・供給体制が対応しきれなくなったことによる輸入農産物の急速な代替の進行、それによる産地の農業収益の減少等の問題が生じている。

我が国農業の体質強化を図るためには、多様化する

消費者・実需者のニーズに適応した国産農畜産物の安定供給体制を確立し、国産農畜産物のシェアの低下を防ぎ、産地としての持続性を確保するといった産地の競争力強化に向けた取組が非常に重要となっている。

このため、国産農畜産物の競争力の強化や環境と調和のとれた持続的な農業生産への転換に必要な体制整備を支援している。

(2) 取組の内容

強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化の取組においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、作付面積及び収量の増加、労働時間及びコストの削減、農畜産業の環境保全といった目標を実現するために必要となる取組を産地が自ら選択し、総合的に実施することができる。

なお、26年度においては、土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全、畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備といった取組メニューを措置し、産地の競争力強化に寄与する農畜産業共同利用施設の整備等を総合的に支援した。

(3) 予算額

平成26年度予算額 410億円の内数

2 産地活性化総合対策事業

(1) 事業の趣旨

近年の農産物価格の低迷、肥料等資材価格の高騰等により産地の農業収益力が低下しており、地域経済全体の低迷や食料供給力の減退を招くことが懸念されている。

このため、幅広い品目の産地収益力の向上に向けた取組を支援するとともに、粗飼料の広域流通体制の整備等を支援することにより、産地の収益力の向上及び食料自給率の向上等を通じた産地の活性化を図る。

(2) 事業の内容

産地活性化総合対策事業においては、①産地の収益力向上への取組として、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化、経営資源の有効活用、養蜂等振興を支援し、②飼料生産拠点育成の取組として、飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等を支援し、

③大豆・麦・飼料用米等の生産拡大のために、生産拡大に必要な農地の高度利用に資する作付体系への転換や生産コスト低減を図る取組等を支援し、④産地が連携して取り組む地域特産作物の需要拡大の取組として、産地同士が連携して行う需要拡大に向けた生産・加工技術の改善や技術実証等を支援し、⑤地域の自主性・継続的な農作業安全対策の取組として、地域における農作業安全活動を自立的かつ継続的に実施できる体制整備を支援し、⑥産地活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、経営資源の有効活用に必要な農業機械等をリース方式での導入のメニューを措置し総合的に支援した。

(3) 予算額

平成26年度予算額 29億円

3 攻めの農業実践緊急対策

(1) 事業の趣旨

攻めの農業を実践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等を総合的に支援するため、平成25年度に350億円の基金を造成。

(2) 事業の内容

攻めの農業実践緊急対策事業においては、低コスト・高収益な生産体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地に必要となる大型機械の導入、既存機械等の再利用、施設の機能向上等に必要となる設備の導入等を支援。

第3節 農産物の生産対策等

1 米生産対策

(1) 生産動向

平成26年産水稻の作付面積は、前年産に比べ2万4千ha（1.5%）増加し、157万3千haであった。

同年産水稻の作柄は、北海道から関東・東山では、全もみ数が総じて多かった一方、東海以西では、全もみ数及び登塾が平年を下回ったことから、全国の10a当たりの収量は536kgとなり、収穫量は前年産に比べ16万8千t（2.0%）減少し、843万5千tとなった。なお、全国平均の作況指数は101であった。

(2) 生産対策

米については、需要に応じた生産を図りつつ、飼料用米・麦・大豆等と組み合わせた収益性の高い安定し

た水田農業経営の展開を進めること及び消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立が重要である。

このような中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減する目標が掲げられた。

この目標の達成に向け、低コスト生産技術等をまとめた技術カタログを作成・改訂したほか、担い手向けの低コスト生産技術等に係る情報・意見交換を行うワークショップを開催した。加えて、共同利用施設の整備による効率的な生産流通体制の構築、稲・麦・大豆等の合理的な作付体系の導入・定着や低コスト生産に資する高効率機械等の導入を推進した（強い農業づくり交付金、攻めの農業実践緊急対策事業等）。

また、平成26年産米の米価下落への対策として、平成26年度補正予算において、稲作農業の体質強化緊急対策事業により、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組等を支援した。

2 麦生産対策

(1) 生産動向

平成26年産麦の作付面積は、4麦計で27万haとなり、前年産並となった。

収穫量については、4麦計で102万tとなり、前年産に比べ3万t（3%）の増加となった。これは、小麦の生育が全国的に天候に恵まれ、概ね良好となり、前年産に比べ4万t増加したためである。なお、二条大麦、六条大麦、はだか麦については、関東地域において収穫期の降雨の影響等による穂発芽の発生等があったことから、前年産に比べて1万tの減少となった。

(2) 生産対策

麦は、北海道においては大規模畑作営農における輪作作物、都府県の水田作地帯における転作作物または二毛作作物として、我が国の土地利用型農業における重要な作物となっている。また、近年、収量性や加工適正に優れた麦の新品種の開発・導入により国内産麦を使用したパンや麺などの商品が増加するなど、国内産麦に対する需要の高まりが見られ、実需者からは高品質な国内産麦の安定供給を求められている。一方で、天候不順や湿害等による収量・品質の不安定さや労働力不足といった課題により、近年の麦の作付面積は伸び悩んでいる。

このような課題に対応し、実需者が求める品質の麦

を生産するため、平成26年度予算において大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業により他作物との作期・作業の競合回避、省力化や生産の安定に資する新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに、強い農業づくり交付金、農畜産業機械等リース支援事業等により、麦の生産拡大に積極的に取り組む地域への支援を行い、麦の生産振興を図った。

3 大豆生産対策

(1) 生産動向

26年産大豆の作付面積は、他作物からの転換等により、前年産に比べ2,800ha（2%）増加し、13万1,600haとなった。

また、収穫量については、前年産に比べて3万1,900t（16%）増加し、23万1,800tとなった。

(2) 生産対策

国産大豆は、有効活用されていない水田や畑地を活用し食料自給率を向上していく上で重要な作物であるが、他作物への転換等により作付面積が減少傾向となっている。また、気象条件等の影響により作柄が大幅に変動し、販売価格が乱高下することから、量・質ともに実需者の求める大豆を安定的に生産・供給することが課題となっている。

このため、平成26年度予算において、大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業により、新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに、攻めの農業実践緊急対策事業（平成25年度補正予算）や農畜産業機械等リース支援事業・強い農業づくり交付金により、大豆の増産に対応するために必要な農業機械のリース導入や乾燥調製施設等の整備への支援を通じ、大豆の生産振興を図った。

4 野菜対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 野菜の生産動向

平成26年産の野菜について、作付面積はキャベツ（400ha増）、ブロッコリー（400ha増）、たまねぎ（100ha増）等では増加したものの、だいこん（400ha減）、かぼちゃ（400ha減）、きゅうり（300ha減）等では減少したことから、野菜全体では前年産に比べて2千ha減少し、400千haとなった。

収穫量はきゅうり、かぼちゃ、トマト等では減少したものの、たまねぎ、キャベツ、にんじん等では産地において天候に恵まれたため、増加したことから野菜全体では前年度に比べて165千t増加し、11,308千tとなった。

表2 平成26年産主な野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	(前年産増減)			
				作付面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	
根菜類							
だいこん	333	1,452	1,170	△	4	△	5
かぶ	47	131	107	0	△	2	△
にんじん	184	633	563	△	1	29	△
ごぼう	81	155	135	△	5	△	3
れんこん	39	56	47	△	1	△	7
さといも	129	166	106	△	1	4	△
やまのいも	73	165	134	△	1	5	△
葉菜類							
はくさい	178	914	737	0	8		6
こまつな	68	113	98	4	8		7
キャベツ	347	1,480	1,316	4	40		40
ちんげんさい	23	45	39	△	1	△	2
ほうれんそう	212	257	215	△	1	7	△
ふき	6	12	10	0	△	1	△
みつば	10	16	15	0	0	0	0
しゅんぎく	20	31	25	0	0	0	0
みずな	25	42	38	0	0	0	0
セルリー	6	34	32	0	1	0	0
アスパラガス	56	29	25	△	2	△	1
カリフラワー	13	22	19	0	0	0	0
ブロッコリー	141	146	130	4	9		8
レタス	213	578	547	0	△	1	0
ねぎ	229	484	389	0	6		8
にら	22	61	56	0	△	3	△
たまねぎ	253	1,169	1,027	1	101		86
にんにく	23	20	14	0	△	1	△
果菜類							
きゅうり	111	549	466	△	3	△	26
かぼちゃ	162	200	158	△	4	△	12
なす	96	323	249	△	1	2	△
トマト	121	740	666	0	△	8	△
ピーマン	33	145	127	0	0		1
スイートコーン	244	250	201	0	13		10
さやいんげん	58	41	27	△	2	0	0
さやえんどう	30	20	13	△	1	0	0
グリーンピース	9	7	5	0	0	0	0
そらまめ	21	18	13	0	0	0	0
えだまめ	125	67	50	1	4		4
香辛野菜							
しょうが	19	50	39	△	1	0	1
果実的野菜							
いちご	56	164	150	0	△	2	△
メロン	73	168	152	△	3	△	1
すいか	108	358	308	△	2	2	△

資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

イ 野菜の輸出入動向

平成26年の輸出金額は、前年比116%の12,303百万円と増加した。このうち、生鮮野菜の輸出金額は、香港向けのいちご、メロン及びかんしょや米国向けながいもが増加したことにより、前年比131%の3,819百万円となった。また、野菜加工品の輸出金額も前年比110%の8,483百万円と増加した。

平成26年の輸入量は、前年比99%の267万tと減少した。このうち、生鮮野菜の輸入量は、たまねぎ、ねぎ、ごぼう及びキャベツ等の輸入が増加したことにより、前年比104%の88万5千tとなった。また、野菜加工品の輸入量は、冷凍野菜やトマト加工品等が減少し、前年比96%の178万5千tであった。

(2) 生産・流通対策

輸入品の使用割合が増加している加工・業務用野菜について、国産野菜の仕向け量の増加を図るため、国産野菜の安定供給体制の構築や、流通コストの低減を図るための効率的・合理的な流通システムの構築を支援した。

さらに、一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つ力強い生産・供給体制の確立を推進した。

ア 加工・業務用需要への的確な対応に向けた取組

(ア) 加工・業務用国産野菜の仕向け量増加を図るため、生産者・中間事業者・食品製造業者等が一体となった供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組、生産現場での品種・栽培技術等についての実証試験や生産力強化に向けた生産・流通一貫マニュアルの策定・普及等を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業

新品種・新技術活用環境整備事業（国産原材料供給力強化支援事業・ニュービジネス育成・強化支援事業）

2,882百万円の内数)

(イ) 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入した場合に、3年間支援する事業を実施した。

(予算額

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

2,200百万円)

イ 国産野菜の流通コスト低減に向けた取組

国産野菜の流通コスト低減に向け、生産者と流通業者が一体となって取り組む輸送実証を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業

新品種・新技術活用環境整備事業（国産原材料供給力強化支援事業）

2,882百万円の内数)

ウ 野菜産地の収益力向上に向けた取組

(ア) 野菜産地の体質強化に向けて、消費者ニーズに的確に対応した特色ある園芸産地を構築するために必要な集出荷貯蔵施設、処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の整備を支援した。

(予算額

強い農業づくり交付金

40,985百万円の内数)

(イ) 「強み」のある野菜産地の形成を図るため、新技術や新品種を活用して実需者等が一体となった新たな産地形成を行う取組等を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術活用型産地育成支援事業

2,882百万円の内数)

(ウ) 我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、大規模に集約された施設において ICT を活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行うとともに、地域資源を活用したエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点整備を支援した。

(予算額

次世代施設園芸導入加速化支援事業

6,008百万円の内数)

(エ) 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー設備のリース導入を支援するとともに、農業者と国の拠出により燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援した。

(予算額

燃油価格高騰緊急対策

平成26年度末基金残高 30,218百万円の内数)

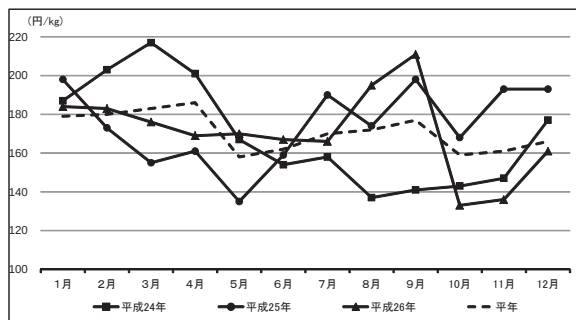
(3) 価格動向と需給・価格安定対策

ア 野菜の価格動向

野菜は、国民消費生活上不可欠なものであるが、気象条件の影響を受けて作柄が変動しやすい上に、保存性にも乏しいため、価格が変動しやすい特性を持っている。

平成26年の野菜価格は、8月、9月に長雨や低温の影響により生育が低下し、概ね高値基調で推移したが、10月以降は生育期に天候に恵まれた影響により、順調な生育となったため、概ね安値基調で推移した。

表3 指定野菜（14品目）の卸売価格の動向
(東京都中央卸売市場)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	187	203	217	201	167	154	158	137	141	143	147	177
平成25年	198	173	155	161	135	159	190	174	198	168	193	193
平成26年	184	183	176	169	170	167	166	195	211	133	136	161
平年	179	180	183	186	158	162	170	172	177	159	161	166

資料：東京中央市場青果卸売会社協会調べ

注：平年とは、過去5ヵ年（平成21～25年）の月別価格の平均値である。

イ 需給安定対策

「指定野菜の需給ガイドライン」及び「指定野菜の必要入荷量の見通し」を策定し、これらを踏まえ出荷団体等が作成した供給計画に基づく生産・出荷を推進した。

価格低落時に実施する緊急需給調整事業は行わなかった。

ウ 野菜価格安定制度

(ア) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づいて、一定の面積規模等を満たす野菜指定産地から出荷される指定野菜の価格の著しい低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するために、独立行政法人農畜産業振興機構が生産者補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、この資金造成に要する経費について助成を行った。

(イ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）並びに野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地等から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人（以下、「野菜価格安定法人」という。）が価格差補給交付金等を交付する事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(ウ) 契約野菜安定供給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、加工業者、外食業者、量販店等の実需者との契約取引を行う生産者に対して、契約取引に係る価格・収量変動のリスクを軽減するため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約指定野菜安定供給事業を実施し、国は、この資金の造成に要する経費について助成を行った。また、野菜価格安定法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

加工・業務用需要に対応した契約取引において、豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援のため、独立行政法人農畜産業振興機構が契約野菜収入確保モデル事業を実施し、国は、これに要する経費について、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて助成を行った。

(エ) 野菜価格安定制度の拡充について

野菜産地の構造の変化に対応するため、指定産

地の作付面積要件を現行の8割の水準まで引き下げる見直し等を図った。

(所要額

野菜価格安定対策事業

16,707百万円)

(4) 消費拡大対策

国産野菜の消費拡大を図るため、①地場産野菜の利用量向上を目的とした市場調査の実施、②消費者等のニーズに応じた野菜を活用した新商品の開発、③野菜の利用量向上等の取組を推進する人材の育成等の取組を支援した。

(予算額

日本食・食文化魅力発信プロジェクト

2,658百万円の内数)

5 果樹対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 果樹の生産動向

平成26年産の果樹栽培面積は前年に比べ3,200ha減少し、234千haとなった。主な品目については、みかん(900ha減)、りんご(300ha減)、かき(400ha減)をはじめ、全般的に減少した。

また、平成26年産の果実生産量は、前年産よりやや増加の277万t(前年比103%)となった。

表4 平成26年産主な果実の栽培面積、収穫量及び出荷量

品目	栽培面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t	前年産増減		
				栽培面積 百ha	収穫量 千t	出荷量 千t
みかん	454	875	782	△9	△21	△22
その他かんきつ類	272	-	-	△3	-	-
りんご	389	816	731	△3	75	70
日本なし	132	271	250	△3	4	3
西洋なし	16	24	21	0	△3	△3
かしわ	219	241	199	△4	26	22
もも	15	5	4	0	0	0
おとうも	106	137	125	△1	12	11
さつまいも	31	22	20	0	1	1
うとうも	48	19	17	0	1	1
ぶどう	170	111	97	△2	△12	△10
くわい	183	189	173	△2	△1	0
パイナップル	208	21	16	△4	0	1
キウイフルーツ	5	7	7	0	1	1
	22	32	27	△1	1	1

資料:栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、収穫量及び出荷量は「果樹生産出荷統計」

注:パイナップルの収穫量及び出荷量は沖縄県のみ

イ 果実の輸出入動向

平成26年の輸出金額は、前年比123%の16,210百万円と増加した。このうち、生鮮果実の輸出金額は、台湾及び香港向けのりんごや香港向けのもも及びぶどうが増加したことにより、前年比122%の12,482百万円となった。また、果実加工品の輸出金額も前年比128%の3,728百万円と増加した。

平成26年の輸入量は、前年比94%の237万2千tとなった。このうち、生鮮果実の輸入量は、バナナ、パイナップル、オレンジ及びグレープフルーツ等

が減少したことにより、前年比94%の160万2千tとなった。また、果実加工品の輸入量は、果汁類が減少し、前年比95%の77万tとなった。

(2) 果樹産地の強化

果樹産地の構造改革を進めるため、目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」の産地自らによる策定を推進した。また、平成19年度から始まった果樹経営支援対策事業により、果樹産地構造改革計画に基づき、担い手や産地が行う前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、大苗育苗ほの設置等)を支援したほか、平成23年度から果樹未収益期間支援事業を実施し、産地ぐるみで改植を実施した際の未収益期間に対し、肥料・農薬代等の育成経費への支援を行った。

また、果樹産地の競争力強化を図るため、強い農業づくり交付金や産地活性化総合対策事業により、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等の整備等を支援した。

(予算額 果樹・茶支援対策事業

6,918百万円の内数

強い農業づくり交付金

40,985百万円の内数

産地活性化総合対策事業

2,882百万円の内数

燃油価格高騰緊急対策

平成26年度末基金残高 30,218百万円の内数)

(3) 需給安定対策

果実の需給安定を図るため、次の事業を実施した。

ア 果実計画生産推進事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整による需給安定対策を実施した。

平成26年産のうんしゅうみかんについては、うら年であるものの一部産地でおもて・うらの逆転が起きていることから総じて平年並、りんごについても平年並みの水準と見込み、適正生産出荷見通し(適正生産量:うんしゅうみかん89万t、りんご80万t)を策定した。これをもとに、全国、道府県、産地の段階でそれぞれ生産出荷目標を策定するとともに、各産地では、摘果等による適正生産量の達成に向けた取組が推進された。

(予算額 果樹・茶支援対策事業

6,918百万円の内数)

イ 緊急需給調整特別対策事業

緊急需給調整特別対策事業は、うんしゅうみかん及びりんごについて、適切な需給調整を実施したに

もかわらず、一時的な出荷集中により、価格が低下した場合等において、生産者団体主導により生食用に集荷された果実を加工用に仕向ける際に要する経費を助成するものであるが、平成26年産については、一部の県においては大きく価格が下落したものの全体的には著しい価格低下がなかったことから、本事業は発動されなかった。

(予算額 果樹・茶支援対策事業

6,918百万円の内数)

(4) 消費拡大対策

国産果実の消費拡大を図るため、①地場産果実の利用量向上を目的とした市場調査の実施、②消費者等のニーズに応じた地場産果実を使ったスイーツ等の新商品開発、③果実の利用量向上等の取組を推進する人材の育成、④働く世代向けの果実の消費スタイルの提案等の取組を支援した。

(予算額

日本食・食文化魅力発信プロジェクト

2,658百万円の内数)

6 花きの産業振興対策

(1) 生産・輸出入動向

ア 花きの生産動向

平成25年産花きについて、作付面積では、球根類（前年比88%）や地被植物類（前年比85%）などが減少したものの、鉢ものの類（前年比100%）や芝類（前年比100%）が横ばいであることから前年比99%の29,621haとなった。

出荷数量では、芝類（前年比110%）が増加したものの、花木類（前年比85%）や球根類（前年比89%）などを中心に減少した。

生産額では、花壇用苗ものの類（前年比99%）や花木類（前年比99%）、球根類（前年比96%）、地被植物類（前年比69%）が減少したものの、切り花類（前年比101%）や鉢ものの類（前年比101%）、芝類（前年比116%）が増加したことから、前年比101%の3,785億円となった。

表5 平成25年産の花きの生産の動向

品 目	作付面積 ha	出荷数量	生産額 億円
切 り 花 類	15,380 (99)	4,066,000 (千本) (100)	2,101 (101)
鉢 も の 類	1,796 (100)	244,100 (千鉢) (99)	980 (101)
花 壇 用 苗 も の 類	1,531 (98)	710,900 (千鉢) (99)	323 (99)
花 木 類	4,689 (97)	91,316 (千本) (85)	257 (99)
球 根 類	414 (88)	112,100 (千球) (89)	24 (96)
芝 類	5,716 (100)	4,321 (ha) (110)	73 (116)
地 被 植 物 類	95 (85)	28,548 (千鉢・千本) (91)	27 (69)
合 計	29,621 (99)	— (—)	3,785 (101)

注：（ ）の数字は前年比、単位は%

出典：花き生産出荷統計、生産農業所得統計、花木等生産状況調査

イ 花きの輸出入動向

平成25年の花きの輸出金額は、切り花（前年比142%）や植木・盆栽・鉢物（前年比115%）などが増加し、前年比115%の99.9億円と増加した。

平成25年の花きの輸入金額は、切り花類（前年比108%）及び球根類（前年比115%）が増加し、前年比109%の503.4億円と増加した。

(2) 産業振興対策

平成26年6月20日に花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）が成立し、同年12月1日に施行された。この法律は、花きの生産者の経営安定、輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としている。

「花きの振興に関する法律」の理念の実現のため、平成26年度から「国産花きイノベーション推進事業」が創設され、次の諸対策を実施した。

ア 花き関係者の連携支援

国産花きのシェアの回復と輸出拡大を図るため、47都道府県等において、生産、流通、販売等の花き関係者が一堂に会する協議会の設置・運営を支援した。

イ 国産花きの強みを活かせる生産・供給体制の構築

国内外の花きの需要に柔軟に対応するため、国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、日持ち性向上のための管理技術の導入や物流の効率化等の取組を支援した。

ウ 国産花きの需要拡大に向けた取組の推進

無購買層・低購買層に消費を促すため、花きの効用等の知識の普及を図るとともに、子どもが花きに触れる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」活動や国産花きの魅力を発信する花文化展示等の取組を支援した。

(予算額

産地活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業

500百万円)

エ 花き産業振興総合調査

花き関係の基礎データの整備のための調査・分析を行った。

(予算額

花き産業振興総合調査

4百万円)

7 甘味資源作物の生産対策

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われているものの、作付面積の減少が続いており、平成26年産の作付面積は、5万7,400ha（前年比98.6%）であった。また、10a当たり収量は、西部萎黄病が十勝地域で多発生した一方、8月中旬以降、平均気温は平年を下回り、降雨も少なかったため、6.2t（同105.3%）、生産量は356万7,000t（同103.8%）となったものの、平年を下回る（平年比95.7%）水準となった。

さとうきびについては、平成26年産の収穫面積は2万2,900ha（前年比104.6%）となった。10a当たり収量は、夏場の生育が概ね良好であったものの、秋に台風の襲来が相次ぎ、被害のあった地域では、単収、糖度が大幅に低下するなどしたため、鹿児島県、沖縄県両県平均で5.1t（前年比93.0%）（鹿児島県：4.6t（同85.6%）、沖縄県：5.4t（同99.2%）、生産量は、116万t（前年比97.5%）となり、平年を下回る（平年比85.5%）水準となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のてん菜糖製造事業者で製糖されるなど地域経済上重要な役割を担っているが、農家の高齢化や農家戸数の減少、一戸当たりの作付面積の拡大により、労働時間の長いてん菜が敬遠されており、作付面積は減少傾向で推移している。

このため、ハーベスター等の共同利用機械のリース導入や育苗施設などの共同利用施設の整備など、作業

の省力化や外部化を進めるための取組に対して支援を行った。

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、さとうきび産地に立地した甘しゅ糖製造事業とも相まって地域経済上重要な役割を担っているが、近年度重なる台風の襲来や病害虫の発生等により不作が続いていることから、不作の悪影響を早急に断ち切るため、さとうきびの効率的かつ持続的な生産体制を確立し、地域経済の活性化を図ることが必要となっている。

このため、平成24年度に造成したさとうきび増産基金等を活用して、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、さとうきび生産者が実施する土づくり、防除等の増産・生産性向上に向けた取組への支援を行った。

8 特産農産物の生産振興対策

特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用需要であるため、海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

平成26年産かんしょの作付面積は、3万8,000ha（前年比98.4%）となった。また、主産地の鹿児島県、宮崎県において、低温により植付が遅れたものの初期生育は良好であったが、生育期間を通じて気温が低かったことから、いもの肥大が進まず、10a当たり収量は、2,330kg（同95.5%）と前年産を下回り生産量は88万6,500t（同94.1%）となり、平均収量比は98.8%となった。

平成26年産ばれいしょの作付面積は、7万8,300ha（前年比98.2%）となった。また、主産地である北海道において、生育や収穫作業は平年より早く、降雨の影響により一部の地域で生育のばらつきが見られたものの、概ね順調に進んだことなどから、10a当たり収量は、3,140kg（同104%）と前年産を120kg上回り、生産量は246万t（同102%）となり、平均収量比は103%となった。

なお、地域別の生産量は、北海道産191万6,000t（同

102.1%)、都府県産54万t(同101.5%)となった。

イ 茶

平成26年の茶栽培面積は、前年に比べ600ha減の4万4,800ha(前年比98.7%)となった。

また、輸出は3,594t(同117.9%)で、うち緑茶が3,516t(同119.5%)であった。一方、お茶の輸入は3万2,953t(同91.2%)で、うち緑茶が4,180t(同85.7%)、紅茶が1万5,443t(98.7%)、その他の茶(部分的発酵茶)が1万3,329t(同85.3%)であった。

ウ その他の特産農産物

平成26年のその他の特産農産物の生産量は、そばが3万1,100t(前年比93.1%)、なたねが1,780t(同100.6%)、いぐさが主産県(熊本県、福岡県)で1万100t(同85.6%)、こんにゃくいもが主産県(群馬県、栃木県)で5万6,100t(同90.2%)であった。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア いも類

かんしょ、ばれいしょの安定的な生産と供給体制の確立のため、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び低コスト化を推進した。

また、かんしょについては、機械化一貫体系の確立、ばれいしょについては、省力化・高品質化生産体系の確立を推進した。

イ 茶

茶の高品質化・需要拡大のため、茶園の若返りや優良品種への転換による生産量・品質向上、輸出用茶園における海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産技術の導入の取組を支援した。

ウ そば、なたね、いぐさ、こんにゃくいも等地域特産物

地域特産物の安定的な生産・供給や輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の確立を推進し、地域特産物産地の育成を図った。

そば・なたねについては、経営所得安定対策において、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、水田活用の直接支払交付金(産地交付金)を交付し、農業経営の安定と国内生産力の確保等支援した。

エ 薬用作物

薬用作物の生産振興のため、農林水産省、厚生労働省、関係団体との共催により、生産者と実需者のマッチングのためのブロック会議を全国8カ所で開催し、情報交換や栽培希望調査を実施した。

9 蚕糸業振興対策

(1) 蚕糸業の動向

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしている。

しかしながら、養蚕農家数、繭の生産量は大幅に減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。また、長期にわたる「きもの」離れに加え、安価な絹製品の輸入の増加等により、生糸価格は低迷している。

ア 養蚕概要

養蚕農家の高齢化、後継者不足による労働力事情の悪化等により、飼育を中止する農家や掃立規模を縮小する農家が増加したため、平成26年度の収繭量は149t(前年比88.4%)であり、蚕期別にみると春繭は55t(同91.0%)、初秋繭は36t(同88.0%)、晩秋繭は58t(同86.2%)であった。

イ 生糸需給

平成26年度の生糸供給量は、期初在庫数量1,991俵(前年比81.9%)に、国内生産量459俵(同112.8%)、輸入数量7,957俵(同91.0%)を加え、1万407俵(同89.9%)であった。他方、需要量は、国内生糸引渡数量8,493俵(同90.2%)、輸入数量3俵(同1.0%)であったため、期末在庫数量は1,911俵(同96.0%)となった。

(2) 蚕糸・絹業提携支援緊急対策

川上(蚕糸業)と川下(織物業、流通業等)の連携による、蚕糸・絹業双方の持続的な発展に向けて、平成19年度補正予算において、35億円を措置し、公募により決定した(財)大日本蚕糸会に蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金を造成するとともに、これを取り崩し、平成19年度(平成20年2月)から、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業」を実施しているところである。

この事業では、①各事業者が提携グループ作りの準備をし、平成23年度末までに提携システムに移行すること、②移行して3年間(25年度末まで)は、各グループが行う純国産絹製品の試作品の作成、販売促進、繭・生糸の生産から最終製品の販売までの品質向上やブランド化のための取組等に必要な助成金を交付すること、③養蚕農家が提携グループに移行するまでの間、経過措置として従来と同様、繭代を補填することとしており、平成25年度の事業終了時には全ての養蚕農家が提携システムに参画し、持続的な蚕糸業を確立することとしていたが、東日本大震災等の影響により、絹製品の売り上げが落ち込んだことから、提携グループ

の自立を支援するため、平成28年度まで同事業を延長している。

(3) 繭・生糸の国境措置

繭・生糸の国境措置については、関税割当制度の運用により実施しており、平成26年度の関税割当枠（無税）は798t（繭、生糸を合わせた数量で生糸換算である。）に設定した。

また、二次税率については、平成7年4月のWTO協定の実施以降、平成12年までの6年間で15%引き下げられ、平成25年は、繭が2,523円/kg、生糸が6,978円/kgとなっている。

10 砂糖類対策

(1) 砂糖の需要及び価格の動向

ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、平成3砂糖年度（平成3年10月～平成4年9月）までは260万t台ではほぼ横ばいで推移してきたが、平成4砂糖年度以降加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いている。平成26砂糖年度は200万トン进行割り込み197万tとなった。

国内産糖については、てん菜糖は、平成26年産のてん菜の作付面積が5万7,200haとなり、前年に発生した風霜害を背景とした他作物への転換等により、前年産に比べて1,000ha減少（前年比98.4%）したが、夏以降、平均気温が平年を下回り、降雨も少なかったこと等から産糖量は60万8,000t（同110.3%）となった。なお、供給量は、平成26砂糖年度には60万7,000t（前年度比110.2%）となった。甘しや糖は、さとうきびの収獲面積が2万2,900haとなり、不作からの脱却に向けた関係者一体となった取組の成果等により、前年産に比べて1,000ha増加（前年比104.4%）したが、夏場の生育等が順調に推移し、前年を上回る生産量となっている島がある一方で、春先の低温や秋の台風被害等により生育や登熟が進まない島もあることから、さとうきびの生産量は116万t（前年比97.3%）、産糖量は12万8,000t（同94.8%。鹿児島5万2,000t、沖縄7万6,000t）となった。なお、供給量は、平成26砂糖年度には12万2,300t（前年度比94.8%。鹿児島4万9,700t、沖縄7万2,600t）となった。

イ 糖価の動向

砂糖の国際相場は、平成22年6月以降は、ブラジルの降雨不足や豪州の洪水による減産懸念等から上昇し、平成23年1月には約36セント/ポンドとなったが、その後インド等主要生産国の増産等により低

下傾向となった。平成26年度当初は、18セント/ポンド台で推移していたが、主要生産国において概ね生産が順調だったことに加え、ブラジルの通貨レアルがドルに対して下落したことにより、砂糖輸出の追い風となったことから相場は下落し、平成27年3月には、14セント/ポンドを割り込んだ。

一方、国内卸売価格は、エネルギーコストの高騰による製造コストの上昇を受け、平成25年末に上白糖（東京）は1kg当たり3円上昇し186円となった以降、横ばいで推移した。

(2) 砂糖の価格調整

ア 砂糖調整基準価格等

平成26砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第3条、第9条、第11条及び第15条の規定に基づき、次のとおり定められた。

砂糖調整基準価格 t当たり15万3,200円
（平成26年9月30日農林水産省告示第1312号）

指定糖調整率 37.00%
（平成26年9月30日農林水産省告示第1312号）

異性化糖調整基準価格 t当たり17万7,973円
（平成26年9月30日農林水産省告示第1312号）

異性化糖調整率 15.16%
（平成26年9月30日農林水産省告示第1312号）

イ 甘味資源作物交付金単価

価格調整法第20条第2項の規定に基づき、平成27年産てん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜

t当たり7,060円

※糖度が16.3度のものについて適用

（平成27年1月21日農林水産省告示第140号）

(イ) さとうきび

t当たり16,420円

※糖度が13.1度以上14.3度以下のものについて適用

（平成27年1月21日農林水産省告示第140号）

ウ 国内産糖交付金単価

価格調整法第22条第2項の規定に基づき、平成26砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜糖

t当たり2万1,040円

（平成26年9月30日農林水産省告示第1311号）

(イ) 甘しや糖

a 鹿児島県

種子島において製造されるもの

t 当たり 5 万 1,502 円

奄美大島において製造されるもの

t 当たり 8 万 1,764 円

喜界島において製造されるもの

t 当たり 5 万 3,635 円

徳之島において製造されるもの

t 当たり 4 万 9,219 円

沖永良部島において製造されるもの

t 当たり 6 万 3,470 円

与論島において製造されるもの

t 当たり 9 万 3,564 円

b 沖縄県

沖縄本島において製造されるもの

(沖縄本島内において販売されるものを除く。)

t 当たり 5 万 7,322 円

伊是名島において製造されるもの

t 当たり 11 万 0,975 円

久米島において製造されるもの

t 当たり 7 万 6,368 円

南大東島において製造されるもの

t 当たり 9 万 0,936 円

北大東島において製造されるもの

t 当たり 12 万 8,855 円

宮古島において製造されるもの

t 当たり 5 万 1,642 円

伊良部島において製造されるもの

t 当たり 7 万 3,040 円

石垣島において製造されるもの

t 当たり 6 万 6,485 円

沖縄本島内において製造されるもののうち沖

縄本島内において販売されるもの

t 当たり 4 万 8,422 円

(平成26年9月30日農林水産省告示第1311号)

(3) でん粉の需要及び価格の動向

ア でん粉の需給

平成26でん粉年度におけるでん粉の需要量は、256万8,000t (前年比97.4%) となった。

また、供給量については、国内産いもでん粉ではかんしょでん粉3万7,000t (同88.1%)、ばれいしょでん粉19万4,000t (同104.9%) となり、コーンスターチ219万t (同100.4%)、輸入でん粉13万5,000t (同96.4%)、小麦でん粉1万8,000t (同105.9%) を加えたでん粉の総供給量は、261万t (同97.6%) となった。

イ とうもろこしの価格の動向

シカゴ商品取引所公表のとうもろこし相場(先物、期近)における平成26でん粉年度平均のとうもろこし相場は、ブッシェル当たり376.55セントとなった(前年度430.09セント)。

また、同期のコーンスターチ用とうもろこしのCIF 価格は、t 当たり 2 万 7,670 円であった(前年度 2 万 9,230 円)。

ウ 糖化製品の生産及び価格の動向

(ア) 異性化糖

平成26でん粉年度における異性化糖の生産量は76万2,000t (標準異性化糖ドライベース) であり、価格は137.5円/kg (果糖55%のもの、東京市中相場) であった。

(イ) ぶどう糖

平成26でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は8万7,000t (うち、規格ぶどう糖5万9,000t) であり、価格は177.5円/kg (含水結晶ぶどう糖、東京市中相場) であった。

(4) でん粉の価格調整

ア でん粉調整基準価格等

平成26でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格等については、価格調整法第26条及び第31条の規定に基づき、次のとおり定められた。

でん粉調整基準価格 t 当たり 15 万 600 円

(平成26年9月30日農林水産省告示第1312号)

指定でん粉等調整率 5.682%

(平成26年9月30日農林水産省告示第1312号)

イ でん粉原料用いも交付金単価

価格調整法第34条第2項の規定に基づき、平成27年産でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次のとおり定められた。

でん粉原料用ばれいしょ

t 当たり 1 万 2,170 円

※でん粉含有率が19.5%のものについて適用

(平成27年1月21日農林水産省告示第140号)

でん粉原料用かんしょ

アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ

t 当たり 2 万 6,000 円

その他の品種

t 当たり 2 万 3,410 円

(平成27年1月21日農林水産省告示第140号)

ウ 国内産いもでん粉交付金単価

価格調整法第36条第2項の規定に基づき、平成26でん粉年度に適用される国内産いもでん粉交付金の単価は、次のとおり定められた。

ばれいしょでん粉

t 当たり 1万5,570円

かんしょでん粉

t 当たり 3万1,730円

(平成26年9月30日農林水産省告示第1311号)

11 鳥獣による農作物被害対策

平成26年度における鳥獣による農作物被害面積は、8万1千ha、被害金額は191億円であった。このうち獣類による被害面積は6万9千ha、被害金額は153億円と被害金額の約8割を占めた。作物別の被害金額では、野菜が約47億円、イネが約43億円、果樹が約42億円であった。獣種別の被害では、シカ(被害金額約65億円)、イノシシ(同約55億円)及びサル(同約13億円)の3獣による被害が全体の被害金額の約7割を占めている。

このため、「鳥獣被害防止特措法」(平成19年法律第134号)に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進し、平成26年10月末では、1,409市町村において被害防止計画が作成され、939市町村において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

平成25年12月に環境省と共同で策定したシカとイノシシの個体数を平成35年度までに半減することを目標とした「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に加え、平成26年4月に環境省と共同でサルの加害群を平成35年度までに半減することを目標とした「ニホンザル被害対策の強化の考え方」を策定した。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の当初予算において新たにICT等を活用した新技術実証及び被害防止活動の支援対象者に農協等の民間団体を追加するとともに、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、捕獲鳥獣の地域資源としての利活用等の総合的な取組を支援した。

これに加え、平成24年度補正予算で措置した「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」(基金)により、被害防止対策の更なる強化のため、緊急捕獲活動や侵入防止柵の機能向上の取組を支援した。

この他、各地域の鳥獣被害対策の取組を支援するため、鳥獣被害対策の専門家をアドバイザーとして登録し、被害地域の要請に基づいて紹介する取組を推進す

るとともに、優良活動表彰により鳥獣被害を防止する先進的な取組を広く周知した。

第4節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、米粉の新用途への利用の促進に関する法律等の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを所掌事務とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

(開催状況)

平成26年7月31日	・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について
11月28日	・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について
平成27年3月26日	・麦の需給に関する見通しの策定について
	・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について
	・米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について

(所属委員等)

(委員)

◎中 嶋 康 博	東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻教授
藤 井 千佐子	福岡大学経済学部非常勤講師
横 田 友	秩父市農業委員
	埼玉県女性農業委員協議会会長

(臨時委員)

大 枝 宏 之	(株)日清製粉グループ本社取締役社長
	日清製粉(株)取締役社長
大 西 茂 志	全国農業協同組合中央会常務理事
尾 畑 留美子	尾畑酒造(株)専務取締役
木 村 良	木徳神糧(株)取締役会長
	全国米穀販売事業共済協同組合理事長
相 良 律 子	前栃木県農村女性会議会長
	栃木県女性農業士
田 沼 千 秋	(株)グリーンハウス代表取締役社長
	(一社)日本フードサービス協

	会元会長
津 田 廣 喜	三井住友海上火災保険(株)顧問
根 本 勝 則	(一社)日本経済団体連合会常務理事
平 石 博	(有)グリーン代表取締役 新潟県稲作経営者会議会長
廣 瀬 博	東日本高速道路(株)代表取締役社長 (一社)日本経済団体連合会 前農政問題委員会共同委員長
村 松 真貴子	食生活ジャーナリスト フードアクションニッポン応援団
	◎部会長 (平成27年3月26日現在)

2 米の需給に関する動向

(1) 国内需給(平成26/27年の需給見通し)

平成26年産米については、全国の作況が「平年並み」の101となり、水稻収穫量は844万tとなった。

このうち主食用等に788万tが仕向けられるものと見込まれた。

これを踏まえ、平成26/27年(平成26年7月～平成27年6月)の需給については、平成27年3月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)において次のとおり変更した。

表6 平成26/27年の主食用米等の需給見通し

(単位: 万トン)

	主食用米等
平成26年6月末民間在庫量	A 220
平成26年産主食用米等生産量	B 788
平成26/27年主食用米等供給量計	C = A + B 1,008
平成26/27年主食用米等需要量	D 778
平成27年6月末民間在庫量	E = C - D 230

注1: 平成26年産米のふるい下米や青死米等は、天候不順の影響に伴う登熟不良等により例年に比べ多く発生している状況にあることから、実際に主食用米等として流通する量は、例年よりも17～20万トン程度減少し、これにより平成27年6月末民間在庫量も減少する可能性がある。

注2: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 備蓄の運営

備蓄については、米穀の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備えるため、6月末時点での在庫量100万t程度を適正水準としている。

なお、備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行した。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

① 適正備蓄水準は100万トン程度(6月末)

- ② 国内産米を一定期間(5年間程度)備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

(3) 国産米の流通

平成25年産については、水稻収穫量860万tのうち、市場流通量(農家消費等を除く。)が626万tとなっている。

この中で、生産者から農協等(農協・全集連系業者)へのうち米の出荷数量(395万t)のうち、全国出荷団体(全農・経済連、全集連)への販売委託数量については、300万tと24年産(279万t)と比べ21万t増加している。

また、農協等(農協・全集連系業者)の直販数量は96万tとなっており、24年産(94万t)に比べ2万t増加している。

なお、生産者の直販数量については、24年産と比べ12万t減少している。

表7 米の流通の状況(16～25年産米)(推計)

【生産段階】										(単位: 万トン)										
年産	生産量		出荷・販売		農家消費等		その他		加工用米等		もろ米		減耗							
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
16	872	906	636	72.9%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%				
17	906	906	653	72.1%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%				
18	855	1000	631	73.8%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%				
19	871	1000	632	72.6%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%				
20	882	1000	636	72.1%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%				
21	847	1000	624	73.7%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.8%	29	3.4%	17	2.0%				
22	848	1000	594	70.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.6%	17	2.0%				
23	840	1000	604	71.9%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%				
24	852	1000	616	72.3%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%				
25	860	1000	626	72.8%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%				

【出荷・販売段階】																				
年産	出荷・販売		農協		販売委託		直販		全集連系業者		販売委託		直販		生産者 直接販売等					
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
16 <td>636</td> <td>72.9%</td> <td>390</td> <td>44.7%</td> <td>350</td> <td>40.1%</td> <td>40</td> <td>4.6%</td> <td>20</td> <td>2.3%</td> <td>7</td> <td>0.8%</td> <td>12</td> <td>1.4%</td> <td>226</td> <td>25.9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%				
17 <td>653</td> <td>72.1%</td> <td>405</td> <td>44.7%</td> <td>352</td> <td>38.9%</td> <td>53</td> <td>5.6%</td> <td>22</td> <td>2.4%</td> <td>8</td> <td>0.9%</td> <td>13</td> <td>1.4%</td> <td>226</td> <td>24.9%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.6%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%				
18 <td>631</td> <td>73.8%</td> <td>384</td> <td>44.9%</td> <td>320</td> <td>37.4%</td> <td>64</td> <td>7.5%</td> <td>21</td> <td>2.5%</td> <td>9</td> <td>1.1%</td> <td>13</td> <td>1.5%</td> <td>232</td> <td>26.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	232	26.5%				
19 <td>632</td> <td>72.6%</td> <td>378</td> <td>43.4%</td> <td>308</td> <td>35.4%</td> <td>70</td> <td>8.3%</td> <td>21</td> <td>2.4%</td> <td>9</td> <td>1.0%</td> <td>13</td> <td>1.5%</td> <td>237</td> <td>26.6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.3%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	237	26.6%				
20 <td>636</td> <td>72.1%</td> <td>390</td> <td>42.3%</td> <td>303</td> <td>34.4%</td> <td>78</td> <td>8.9%</td> <td>21</td> <td>2.4%</td> <td>8</td> <td>0.9%</td> <td>14</td> <td>1.6%</td> <td>224</td> <td>25.4%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	636	72.1%	390	42.3%	303	34.4%	78	8.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%				
21 <td>624</td> <td>73.7%</td> <td>372</td> <td>42.3%</td> <td>294</td> <td>37.4%</td> <td>78</td> <td>9.2%</td> <td>22</td> <td>2.4%</td> <td>7</td> <td>0.8%</td> <td>15</td> <td>1.8%</td> <td>230</td> <td>27.2%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	624	73.7%	372	42.3%	294	37.4%	78	9.2%	22	2.4%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%				
22 <td>594</td> <td>70.0%</td> <td>369</td> <td>42.3%</td> <td>285</td> <td>32.6%</td> <td>84</td> <td>9.9%</td> <td>21</td> <td>2.5%</td> <td>6</td> <td>0.7%</td> <td>15</td> <td>1.8%</td> <td>203</td> <td>24.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	594	70.0%	369	42.3%	285	32.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%				
23 <td>604</td> <td>71.9%</td> <td>351</td> <td>41.8%</td> <td>259</td> <td>30.8%</td> <td>92</td> <td>11.0%</td> <td>21</td> <td>2.5%</td> <td>6</td> <td>0.8%</td> <td>15</td> <td>1.8%</td> <td>232</td> <td>27.6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	604	71.9%	351	41.8%	259	30.8%	92	11.0%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%				
24 <td>616</td> <td>72.3%</td> <td>352</td> <td>41.3%</td> <td>273</td> <td>31.2%</td> <td>79</td> <td>9.3%</td> <td>21</td> <td>2.4%</td> <td>6</td> <td>0.7%</td> <td>15</td> <td>1.8%</td> <td>234</td> <td>26.6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	616	72.3%	352	41.3%	273	31.2%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	234	26.6%				
25 <td>626</td> <td>72.8%</td> <td>373</td> <td>43.4%</td> <td>293</td> <td>34.0%</td> <td>81</td> <td>8.4%</td> <td>22</td> <td>2.6%</td> <td>7</td> <td>0.8%</td> <td>15</td> <td>1.8%</td> <td>231</td> <td>26.6%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	8.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.6%				

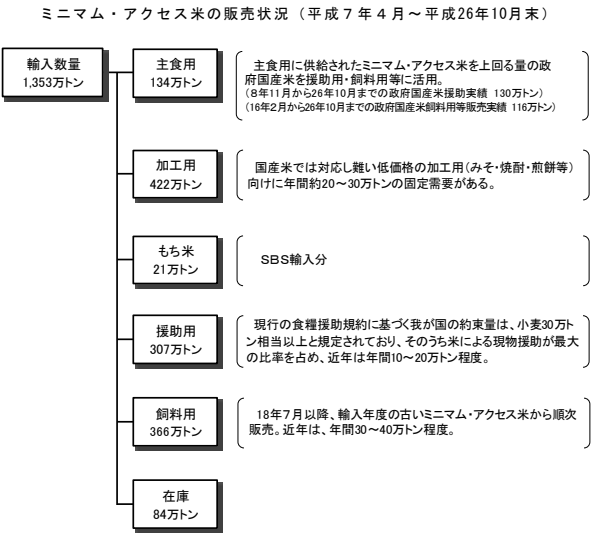
(4) 外国産米

ミニマム・アクセス米については、国家貿易の下、基本的に政府が買入れ、加工用を中心に販売し、販売残については、食糧援助用や飼料用に活用している。

ミニマム・アクセス米の在庫は導入後徐々に増加し、

平成18年10月末には189万tに達したが、同年から飼料用への販売を開始したため、平成26年10月末で84万tとなっている。

ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月～平成26年10月末）



3 平成26年産米をめぐる状況

(1) 平成26年産米の需給調整の取り組み状況

平成25年12月にとりまとめられた「農林水産省・地域の活力創造プラン」に基づき、

- ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに
- ② 産地交付金を充実し、地域の創意工夫を活かした産地づくりを進めるほか
- ③ 国による、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供

等を行うことにより、平成30年産を目処に、農業者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境整備を推進した。

この結果、平成26年米については、飼料用米・稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）等の新規需要米の作付けが増加し、主食用米の作付面積は147万4千ha、このうち、過剰作付面積は約2万8千ha（25年産は2万7千ha）となり、前年産米と概ね同程度であった。

表8 全国の生産数量目標、主食用米生産量等の推移（平成16年産～26年産）

年産	生産数量目標 ① 万t	主食用米生産量 ② 万t	目標超過 ②－① 万t	①を面積換算したもの ③ 万ha	主食用米作付面積 ④ 万ha	超過作付面積 ④－③ 万ha	作況指数 ⑤
16	857	860	2	163.3	165.8	2.5	98
17	851	893	42	161.5	165.2	3.7	101
18	833	840	7	157.5	164.3	6.8	96
19	828	854	26	156.6	163.7	7.1	99
20	815	865	50	154.2	159.6	5.4	102
21	815	831	16	154.3	159.2	4.9	98
22	813	824	11	153.9	158.0	4.1	98
23	795	814	19	150.4	152.6	2.2	101
24	793	821	28	150.0	152.4	2.4	102
25	791	818	27	149.5	152.2	2.7	102
26	765	788	23	144.6	147.4	2.8	101

注1：②の主食用米生産量(23年度以前)は、統計部公表の水稲収穫量から加工用米等の出荷実績数量を控除した数値。
注2：④の主食用米作付面積(23年度以前)は、統計部公表の水稲作付面積から加工用米等の作付面積を控除した数値。
注3：②、④及び⑤の24年度、25年度、26年度の数値は、それぞれ統計部公表の12月の収穫量(主食用)、主食用作付面積及び作況指数。
注4：ラウンドの関係で内訳が一致しない場合がある。

表9 平成25、26年産の新規需要米の用途別作付面積

用途区分	平成25年産 (ha)	平成26年産 (ha)
米 粉 用 米	3,965	3,401
飼 料 用 米	21,802	33,881
W C S 用 稲 (稲発酵粗飼料用稲)	26,600	30,929
バイオエタノール用米	414	384
輸 出 用 米	507	1,092
酒 造 用 米	—	859
そ の 他 (わら専用稲、青刈り用稲等)	457	527
合 計	53,744	71,073

注1：「酒造用」は「需要に応じた米生産の推進に関する要領」に基づき生産数量目標の枠外で生産された玄米を指す。
注2：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 生産者団体による過剰米対策基金の活用

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構は、保有する資金を活用して、米穀の売り急ぎを防止し、26年産米の年間を通じた安定販売を図るため、平成27年11月以降に出荷されるなど長期計画的に販売される米穀に対する保管経費等の支援を実施することとした。

(3) 生産製造連携事業計画の認定状況

新用途米穀（米粉用米・飼料用米）の生産者は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、新用途米穀加工品（米粉・飼料）の製造事業者等と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図るための計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の

認定を受けることができる。

この制度により、平成26年度までに56件の生産製造連携事業計画が認定されている。

4 平成27年産米の生産数量目標の決定

(1) 平成27年産米の生産数量目標

平成26年産米の10月15日現在の作況指数が「101」と見込まれている中で、ふるい下米の増加分を除いても、生産料が6万トン増加したことや、近年のトレンドにおいて需要が毎年8万トン減少していることを勘案し、昨年の平成26年産米の生産数量目標765万トンから14万トンを控除した751万トンと設定した。

(2) 平成27年産米の都道府県別の生産数量目標

都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標を基に各都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、平成27年産米についても、この方式により設定した。

また、各都道府県ごとの需要実績の算出に当たっては、これまでと同様、米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標（面積換算値）を下回った実績や都道府県間調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡され備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行った。

(3) 平成27年産米における都道府県別の自主的取組参考値

平成27年産米については、生産数量目標の設定に併せ、仮にこれだけ生産すれば、平成28年6月末の民間在庫量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして、全国の自主的取組参考値を739万トンと設定した。

都道府県別の自主的取組参考値については、全国の自主的取組参考値を基に、上記(2)の方式により設定した。

表10 平成27年産米の都道府県別の生産数量目標等

都道府県	生産数量 目標	面積換算値	(単位:トン、ha)	
			自主的取組 参考値	面積換算値
北海道	547,330	101,920	538,580	100,290
青森	242,460	41,520	238,580	40,850
岩手	271,210	50,880	266,880	50,070
宮城	348,620	65,780	343,050	64,730
秋田	417,540	72,870	410,860	71,700
山形	344,500	58,000	338,990	57,070
福島	339,550	63,230	334,130	62,220
茨城	337,370	64,630	331,980	63,600
栃木	298,690	55,310	293,920	54,430
群馬	75,670	15,320	74,460	15,070
埼玉	151,270	30,870	148,850	30,380
千葉	246,490	46,070	242,550	45,340
東京	770	190	760	180
神奈川	14,400	2,920	14,170	2,870
新潟	521,290	96,540	512,960	94,990
富山	185,650	34,570	182,680	34,020
石川	123,630	23,820	121,650	23,440
福井	125,460	24,170	123,460	23,790
山梨	27,430	5,010	26,990	4,930
長野	194,000	31,240	190,900	30,740
岐阜	111,270	22,800	109,490	22,440
静岡	82,920	15,920	81,600	15,660
愛知	134,970	26,620	132,820	26,200
三重	143,510	28,700	141,210	28,240
滋賀	160,450	30,970	157,880	30,480
京都	75,930	14,860	74,720	14,620
大阪	26,220	5,300	25,800	5,210
兵庫	180,440	35,800	177,560	35,230
奈良	41,690	8,130	41,030	8,000
和歌山	34,850	7,040	34,290	6,930
鳥取	66,110	12,860	65,060	12,660
島根	90,000	17,680	88,560	17,400
岡山	158,550	30,140	156,020	29,660
広島	129,970	24,850	127,890	24,450
山口	108,760	21,580	107,020	21,230
徳島	58,540	12,350	57,600	12,150
香川	70,240	14,080	69,120	13,850
愛媛	73,920	14,840	72,740	14,610
高知	50,070	10,880	49,270	10,710
福岡	182,470	36,570	179,550	35,980
佐賀	138,420	26,520	136,210	26,090
長崎	62,850	13,150	61,840	12,940
熊本	189,310	36,760	186,290	36,170
大分	117,690	23,400	115,810	23,020
宮崎	93,600	18,830	92,100	18,530
鹿児島	111,070	23,000	109,290	22,630
沖縄	2,860	930	2,820	910
全国計	751万トン	142万ha	739万トン	140万ha

5 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度（米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等）が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者（事業規模が20精米t以上の者）に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

表11 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数
(平成27年3月末日現在)

届出都府県	届出事業数(次)	届出都府県	届出事業数(次)
北海道	2,799	滋賀	997
青森	633	宮城	1,403
岩手	1,248	秋田	6,548
宮城	1,403	山形	4,423
秋田	6,548	福島	1,147
山形	4,423	新潟	916
福島	1,147	長野	100
新潟	916	山梨	240
長野	1,104	静岡	275
山梨	240	愛知	1,402
静岡	275	岐阜	475
愛知	2,844	富山	404
岐阜	475	石川	638
富山	404	福井	769
石川	638	滋賀	448
福井	769	京都	2,050
京都	2,050	大阪	411
大阪	411	奈良	1,109
奈良	1,109	和歌山	1,109
和歌山	1,109	鳥取	166
鳥取	166	徳島	204
徳島	204	高松	404
高松	404	香川	1,109
香川	1,109	愛媛	404
愛媛	404	高知	404
高知	404	福岡	1,109
福岡	1,109	佐賀	404
佐賀	404	大分	404
大分	404	熊本	404
熊本	404	鹿児島	404
鹿児島	404	沖縄	404
沖縄	404	計	11,226

注1 届出事業数とは、生産者等の届出及び届出認定は関係する消費増税等の関係
で届出事業数に算入されない事業の数を除いたものである。

表12 学校給食実施状況

区分	学校数	児童・生徒数
	校	千人
完全給食	30,057	9,332
補食給食	245	27
ミルク給食	719	238
計	31,021	9,597
未実施	1,685	752
総計	32,706	10,349

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承していくだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行った。

平成26年度においては、米飯給食推進委員会を設立し米飯学校給食の回数増加に向けた課題と解決策の検討を行うとともに、モデル校（5校）を設定し、生産者との意見交換会を開催した。また、学校給食用等に備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進した。

なお、米飯学校給食の実施状況は、平成26年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の100%（昭和51年5月36.2%）
 - ② 対象児童・生徒数の比率は、100%（昭和51年5月30.3%）
 - ③ 週平均実施回数3.4回（昭和51年5月0.6回）
 - ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の95.8%（昭和51年5月7.0%）
- となり、着実に普及している。

8 政府所有米穀の販売等業務の概要

平成22年10月から、政府所有米穀の販売・保管・運送業務について、米穀の販売等の経験がある複数の民間事業体を競争により選定し、従来個別に民間委託していた販売・保管・運送等の一連の業務を包括的に委託する方式に移行した。

国は、販売等に関する基本的な方針（用途、販売数量等）を定めるとともに、品質管理等の実施状況について指導・監督を行っている（参考1）。

6 米の消費拡大

平成26年度における米の消費拡大については、食品産業等と連携し、我が国で100%自給可能な米を中心とした日本型食生活の実践を推進し、新たなビジネスの展開、創出を通じた消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

- ① 主食用米の消費の約3分の1（約250万トン）を占め、その割合が増加している中食・外食等で使用される業務用米の安定取引の推進の取組を実施。
- ② 米の新用途として期待される米粉について、行政、原料米生産者団体、米粉・米粉商品製造メーカー等が一体となって消費拡大に向けた取組を推進。

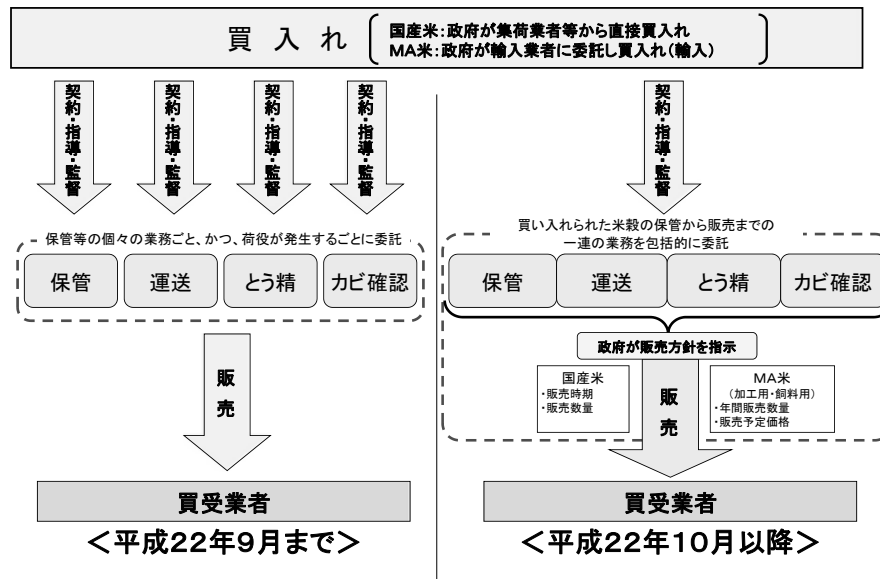
7 学校給食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校を対象に実施されており、パン又は米飯とミルク及びおかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかず等を供する「補食給食」、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成26年5月現在における学校給食の実施状況は、表12のとおりである。

参考1 政府所有米穀の売買・管理業務



第5節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 輸入小麦の政府売渡価格

(1) 輸入小麦の政府売渡価格の算定方法

輸入小麦の政府売渡価格は、過去の一定期間における輸入価格の平均値に、マークアップを上乗せした価格で売り渡す相場連動制となっている。その価格改定ルールは、

ア 現在年2回の価格改定、

イ 平均買付価格の算定期間は直近6か月間となっている。

(2) 平成26年10月期、27年4月期の政府売渡価格

26年10月期の政府売渡価格は、価格改定ルールに基づき、直近6か月間（平成26年3月～平成26年8月）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で▲0.4%の引下げとなった。

また、27年4月期の政府売渡価格は、直近6か月間（平成26年9月～平成27年2月）の平均買付価格をもとに算定し、主要5銘柄平均で3.0%の引上げとなった（参考2）。

参考2 輸入小麦の政府売渡価格

	24年 10月～	25年 4月～	25年 10月～	26年 4月～	26年 10月～	27年 4月～
5銘柄加重平均価格 (対前期比改定率)	50,130 (+3%)	54,990 (+9.7%)	57,260 (+4.1%)	58,590 (+2.3%)	58,330 (▲0.4%)	60,070 (+3.0%)

(3) 小麦粉価格への影響

26年10月期の政府売渡価格の改定が前期（平成26年

4月期）とほぼ同水準となったことを受けて、大手製粉各社は小麦粉価格を据え置きした。また、27年4月期の政府売渡価格の改定を受けて、大手製粉各社は6月下旬以降の出荷分について+45円～+125円の小麦粉価格の改定を実施した。

(4) 麦関係収支の動向

25年度は、輸入麦の売買により651億円の売買差益が徴収され、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第130条の規定に基づき、国内産麦の生産振興費の財源の一部として農業経営安定勘定に繰り入れられた。一方、25年産の国内産麦の生産数量は北海道において作柄の良かった24年産に比べて単収が減少したこと等から24年産と比較して減少し、生産振興費の支出は938億円となった。

2 即時販売方式及び食糧麦備蓄対策事業の導入

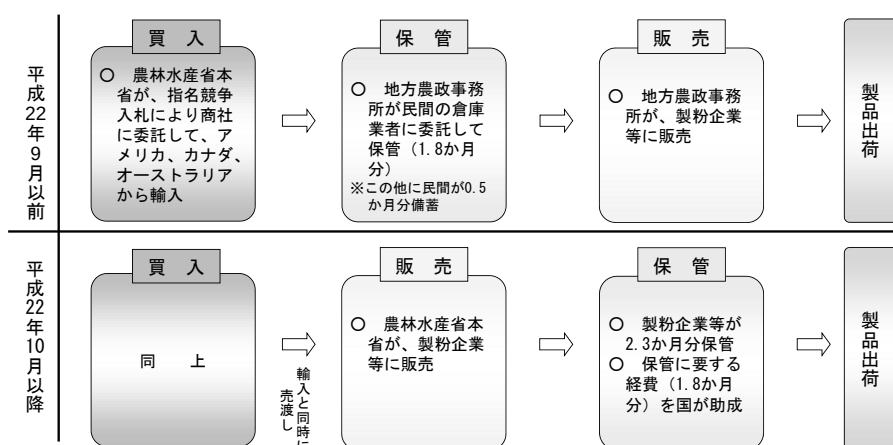
(1) 即時販売方式

平成22年10月から輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入した（参考3）。

(2) 食糧麦備蓄対策事業

ア 即時販売方式の導入により、平成22年9月まで国が保有していた1.8か月分の食糧用小麦の備蓄については、平成22年10月から民間備蓄に移行し、製粉企業等が保有していた備蓄（0.5か月分）と一体化

参考3 即時販売方式のスキーム

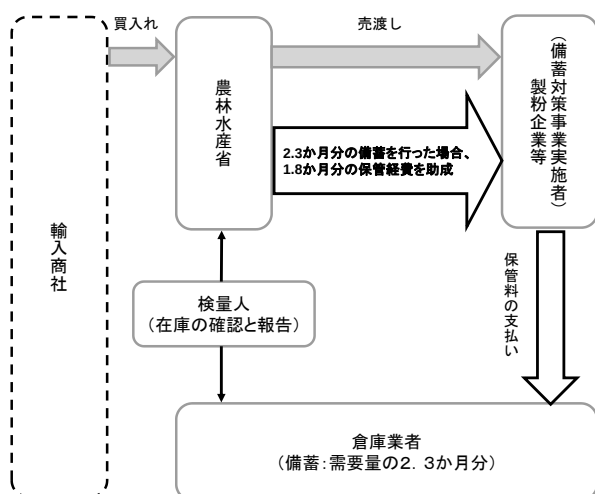


した。

イ 国は、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合に、1.8か月分の保管経費を助成する（参考4）。

ウ 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。

参考4 食糧麦備蓄対策事業の助成のスキーム



3 麦類の需給

(1) 麦の需給に関する見通し（需給計画）

麦の需給に関する見通し（食糧用麦の需給計画）は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することを基本として策定することとしている。

また、平成27年度の麦の需給に関する見通しは、27年3月に食料・農業・農村政策審議会食糧部会の審議を踏まえ、以下のとおり決定、公表したところである。

ア 総需要量

27年度の総需要量は、過去5か年（平成22年度か

ら平成26年度まで）の平均総需要量である、小麦571万t、大・はだか麦33万tと見込んだ。

イ 国内産麦流通量

27年度の国内産麦流通量は、平成27年産麦の作付予定面積に10a当たりの平均収量を乗じ、さらに食糧用供給割合を乗じて得た平成27年産麦の供給量に、年度内供給比率を乗じ、さらに平成26年産麦の在庫量を加え、小麦79万t、大・はだか麦11万tと見込んだ。

ウ 外国産麦の需要量

27年度の外国産麦の需要量は、総需要量から国内産麦流通量（小麦にあっては、国内産麦流通量及び米粉用国内産米流通量）を差し引き、小麦490万t、大・はだか麦22万tと見込んだ。

エ 外国産小麦備蓄目標数量

現在、不測の事態に備え、国全体で外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分の備蓄を行っている。

27年度の備蓄目標は、94万tとした。

なお、民間の実需者が2.3か月分を備蓄する場合、そのうち1.8か月分については、国が保管料を助成することとしている。

オ 外国産麦輸入量

27年度の外国産食糧用小麦の輸入量は、外国産食糧用小麦の需要量に備蓄数量の増減分を加えた489万tと見込んだ。また、大・はだか麦については、外国産食糧用大・はだか麦の需要量と同量の22万tと見込んだ。

(2) 外国産麦類需給実績

26年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 輸入量

外国産麦の輸入量は、小麦524万5千t、大・はだか麦24万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は

32万0千t増加し、大・はだか麦は2万1千t増加した。

イ 需要量

(ア) 外国産小麦の需要量は、主食用（製粉用）は515万5千t、固有用途用（しょう油用等）は9万0千tとなり、当初計画に比べ、主食用は31万2千t増加、固有用途用は8千t増加し、合計で524万5千tとなった。

(イ) 外国産大・はだか麦の需要量は、主食用（精麦用）は17万1千t、固有用途用（麦茶用、ビール用）は7万4千tとなり、当初計画に比べ、主食用は1万7千t増加、固有用途用は4千t増加し、合計で24万5千tとなった。

ウ 期末在庫量

平成22年10月から即時販売方式を導入したため、政府の外国産小麦の期末在庫量は、0千tとなった。

4 国内産麦の民間流通

(1) 平成26年産麦

平成26年産麦の民間流通数量は、小麦80万6千t、小粒大麦4万1千t、大粒大麦4万9千t、はだか麦1万3千tとなっている。

(2) 平成27年産麦

ア 基本事項の決定等

平成27年産麦の民間流通の仕組みについては、平成26年6月4日に「第34回民間流通連絡協議会」が開催され、協議・決定された。

平成27年産の入札価格の値幅制限については、小麦、大麦及びはだか麦で±10%となり、前年産と同様となった。

また、平成27年産麦の播種前契約の基準となる販売予定数量、購入希望数量は、平成26年8月26日に開催された「第35回民間流通連絡協議会」において提示された。（表13）

表13 平成27年産麦の販売予定数量及び購入希望数量
(単位：千t)

麦 種	販売予定数量	購入希望数量
小 麦	880	802
小粒大麦	45	57
大粒大麦	54	79
はだか麦	13	13
計	992	951

イ 平成27年産麦の入札の実施

平成27年産麦の入札は、（一社）全国米麦改良協

会を実施主体として、平成26年9月9日に第1回、9月26日に第2回、10月17日に再入札が実施された。

平成27年産小麦の落札加重平均価格については、前年産並みとなった。その他の麦種については、小粒大麦は前年産に比べ102.8%、大粒大麦は前年産に比べ106.7%、はだか麦は前年産に比べ96.1%となった。（表14-1及び2）

表14-1 平成27年産麦入札結果の概要

○ 指標価格（全銘柄落札加重平均価格）

(単位：円/t (税込み))

麦 種	26年産	27年産	対前年産比 (%)
小 麦	49,319	49,770	100.9
小粒大麦	46,290	47,595	102.8
大粒大麦	42,881	45,740	106.7
はだか麦	49,656	47,712	96.1

注：小麦の実際の取引価格は、基準となる落札価格に輸入麦の政府売渡価格の改定による変動率を乗じて確定する。

○ 麦種別の落札状況

(単位：t)

	小 麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	234,010	11,930	7,620	2,890
落札数量	192,240	11,830	7,130	2,810
落 札 率	82.2%	99.2%	93.6%	97.2%

表14-2 平成27年産麦入札の指標価格の動向

(単位：銘柄数)

麦種	基準価格対比			計
	上回る	同価格	下回る	
小 麦	7	0	19	26
小粒大麦	4	7	0	11
大粒大麦	5	0	1	6
はだか麦	0	0	4	4

5 外国産麦類の販売実績

(1) 外国産小麦（製粉用）の販売実績

平成26年度の製粉用の販売量は、515万5千tと前年度に比べ、70万1千tの増加となった。

種類別の内訳（シェア）は、ソフト系（薄力系）157万5千t（内SBS7千t）（30.6%）、セミハード系（準強力系）85万5千t（16.6%）、ハード系（強力系）272万4千t（内SBS30万9千t）（52.8%）となった。

また、産地国別の内訳（シェア）は、アメリカ産279万6千t（54.2%）（WW77万5千t、SH85万5千t、DNS116万5千t、その他1千t（内SBS1千t））、カナダ産147万5千t（28.6%）（CW125万0千t、DRM22万2千t、その他3千t（内SBS22万5千t））、オーストラリア産87万7千t（17.0%）（ASW79万4千t、PH8万3千t（内SBS8万3千t））、その他7千t（0.1%）（内SBS7千t）となった。

（2）外国産小麦（固有用途用）の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として9万0千tと前年度に比べ1万2千tの増加となった。

（3）外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、17万1千t（全てSBS）と前年度に比べ3万7千tの増加となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として7万4千t（全てSBS）と前年度に比べ4千tの増加となった。

第6節 食糧の輸入及び国際関係

1 概況

（1）米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っている。平成11年4月には、輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、ミニマム・アクセス数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

（2）麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

（1）輸 入 状 況

平成26年における米穀の輸入数量（通関統計ベース（暦年））は67万tであった。国別内訳は、アメリカ30万3千t、タイ31万9千t、オーストラリア

3万8千t、ミャンマー6千t、その他3千tとなっている。

（2）米穀の国際需給と価格動向

ア 国際需給

2014/15年度の生産量は、主要生産国のインドやタイ等で、水不足により収穫面積や単収が減少したことから、世界全体の生産量は前年度より2.3百万トン減少（▲0.5%）し、474.6百万トンとなった。

2014/15年度の貿易量（輸出量）は、インドやミャンマー等で減少したものの、ベトナム、パキスタン、米国等で増加したことから、世界全体で前年度より増加（1.2%）し、42.3百万トンとなった。

イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易委員会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種（100% 2等相当）のFOB価格（輸出価格）は、2014年3月以降、タイ政府の在庫の放出により、460ドル/トン前後で推移していた価格は一時400ドル/トン近くまで値を下げた。5月末から8月末までの間、タイ政府が政府在庫の数量や品質検査のために放出を一時停止したことにより、8月には再び460ドル/トン台まで値を戻した。その後は430ドル/トン前後で推移した。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

（1）輸 入 状 況

ア 小麦

平成26年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、575万9千tで、このうち食糧用の輸入量は537万7千t、飼料用は38万3千tであった。国別で見ると、米国298万6千t、カナダ179万9千t、オーストラリア92万9千t、その他4万6千tとなっている。

イ 大麦

平成26年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、124万1千tで、このうち食糧用は21万8千t、飼料用は102万3千tであった。

国別で見ると、オーストラリア64万7千t、カナダ32万5千t、米国16万8千t、その他10万1千tとなっている。

（2）麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

（ア）国際需給

2014/15年度の世界生産量は、米国で乾燥等の影響により減少、カナダ等でも減少したものの、EUで春の好天により増加、ロシア、中国の単収上昇

等から、史上最高の725.5百万トンとなった。

輸出量は、ロシア等で増加したものの、米国、カザフスタン等で減少し、161.4万tとなった。

(イ) 価格動向（すべて1ブッシェルあたり単価）

小麦の国際価格（シカゴ相場）については、2007年以降、期末在庫量の低下やオーストラリアの2年連続の干ばつ、輸出国による輸出規制等の要因により上昇を続け、2008年3月には12ドル台後半に達した。その後、世界的な小麦の豊作及び景気の悪化などの影響で値下がりし、2009年は4ドル～5ドル台で推移したが、2010年に、ロシアやウクライナ等の黒海沿岸地域における記録的な干ばつと、それに伴うロシアの穀物輸出禁止措置等により急騰し、8月には一時8ドル台を記録した。2011年は、とうもろこしの需給逼迫による価格の上昇と、世界経済の減速懸念及び米国の期末在庫量の増加見込みによる価格の下落を繰り返し、7ドル前後で推移した。2012年は、1月以降、世界的に在庫が豊富な中、6ドル台で推移していたが、6月半ば以降、高温乾燥で被害を受けた米国産とうもろこしの急騰に追隨したことに加え、旧ソ連諸国の減産見込みもあって高騰し、8ドル台半ばで推移した。2013年は、2月以降、乾燥懸念の緩和から7ドル前後に値を下げ、6月以降は、世界全体の豊作見込みを受け6ドル台半ばで推移した。9月中旬以降、米国産の旺盛な飼料用需要等から一時値を上げたものの、10月中旬以降、再び6ドル前後まで下落した。2014年は、2月中旬から5月にかけて、米国産冬小麦の乾燥・凍害による作柄悪化懸念や、ウクライナ情勢悪化等により7ドル台前半まで上昇したが、その後、世界的に豊富な供給量等を背景に5ドル前後まで値を下げた。10月以降、米国、黒海沿岸での寒波による生育懸念やロシアの輸出規制導入懸念等により6ドル台前半まで値を戻した。

イ 大麦

2014/15年度の生産量は、ロシア、ウクライナ等で増加したものの、トルコ、カナダ、豪州等で減少し、140.9百万tとなった。

輸出量は、アルゼンチン、豪州等で減少したものの、EU、ロシア、ウクライナ等で増加し、30.1百万tとなった。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO 協定等国际ルールとの整

合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成26年度においては、アフリカを中心とし、KR 食糧援助として、13カ国に対し約7.7万tの食糧援助を行った。

第7節 農産物検査制度

1 概況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づいて行われている。

平成12年度まで食糧事務所（農産物検査官）が一元的に農産物検査を実施してきた（いわゆる国営検査）について、農産物検査の実施主体を民間の登録検査機関による検査へ移行することとなり、平成13年4月から5年間の移行期間を経て、平成18年4月から検査は全て民間の登録検査機関により実施されているところである。

(1) 登録検査機関の登録状況

登録検査機関の登録状況は、平成26年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で1,603機関、外国産農産物で4機関、成分検査で11機関が登録され、国内産農産物で16,847人の農産物検査員が登録されているところである。

(2) 登録検査機関による検査

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、登録検査機関としての検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が強く求められている。

このため、国は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の維持・向上等を図る観点から、以下のとおり各地方農政局等において、登録検査機関に対する指導・監督を実施している。

ア 適正な業務運営の確保

登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関に対して、巡回立入調査等を実施している。

イ 鑑定精度の程度統一

登録検査機関の指導的農産物検査員を対象とした程度統一会を開催し、検査技術の指導、検査格付けの「鑑定眼」の統一を図っている。

2 国内産農産物の検査

産地品種銘柄に係る農産物検査は、出回りが少量の品種についても設定できる仕組みの構築、農産物検査員の負担の軽減等の要望を踏まえ平成21年産より産地品種銘柄を必須銘柄（すべての登録検査機関が検査義務を負う銘柄）と選択銘柄（登録検査機関が検査を行

う銘柄を選択する銘柄）に区分する産地品種銘柄の選択制を導入した。

(1) 米 の 検 査

ア 検査の実績

26年産米の平成27年3月末日現在の種類別検査実績は、表15のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表16のとおりである。

表15 平成26年産米種類別検査実績（平成27年3月末日現在）

種 類		検査数量 (t)	等級比率 (%)					
			特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外
玄 米	合 計	5,279,693	0.0	0.4	80.4	16.1	1.4	1.7
	水稲うるち	4,880,137	－	－	81.2	15.8	1.3	1.6
	水稲もち	184,468	－	－	55.8	38.1	3.3	2.8
	醸造用	88,732	1.7	21.5	57.4	12.0	5.1	2.2
	陸稲うるち	－	－	－	－	－	－	－
	陸稲もち	135	－	－	3.4	78.5	15.6	2.5
	飼料用	126,221	－	－	100.0 (合格)	－	－	0.0
も み	合 計	96,975	－	－	99.8	－	－	0.2
	普通	8,346	－	－	97.7	－	－	2.3
	種子	42,651	－	－	100.0	－	－	－
	飼料用	45,978	－	－	100.0	－	－	0.0
精 米 合 計		－	－	－	－	－	－	－

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表16 平成26年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成27年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	533,754	83.4	7.9	1.1	7.6
東北	1,622,971	91.6	7.0	0.6	0.8
関東	877,342	92.7	6.5	0.5	0.3
北陸	776,102	78.7	19.5	0.8	1.1
東海	169,648	53.0	41.9	4.2	0.9
近畿	191,624	58.5	36.9	3.9	0.7
中国四国	354,710	63.1	32.9	3.3	0.8
九州	352,173	51.7	42.3	3.1	2.9
沖縄	1,814	47.7	33.4	17.2	1.7
合 計	4,880,137	81.2	15.8	1.3	1.6

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

水稻うるち玄米の検査数量は488万0千tで、25年産に比べて8万7千t（25年産同期479万3千t）増加した。

イ 品質概況

26年産水稻うるち玄米の1等比率は81.2%（25年産同期79.0%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は心白・腹白と充実不足によるものである。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道の1等比率は83.4%（89.5%）となった。

2等以下の主な格付理由は、整粒不足と充実不足によるものである。

(イ) 東北の1等比率は91.6%（93.1%）となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多と充実不足によるものである。

(ウ) 関東の1等比率は92.7%（87.3%）となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多と心白・腹白によるものである。

(エ) 北陸の1等比率は78.7%（77.3%）となった。

2等以下の主な格付理由は、心白・腹白と整粒不足によるものである。

(オ) 東海の1等比率は53.0%（49.5%）となった。

2等以下の主な格付理由は、心白・腹白と充実不足によるものである。

(カ) 近畿の1等比率は58.5%（54.0%）となった。

2等以下の主な格付理由は、心白・腹白と整粒不足によるものである。

(キ) 中国四国の1等比率は63.1%（50.0%）となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足と整粒不足によるものである。

(ク) 九州の1等比率は51.7%（45.3%）となった。

2等以下の主な格付理由は、充実不足と整粒不足によるものである。

(ケ) 沖縄の1等比率は47.7%（45.1%）となった。

2等以下の主な格付理由は、カメムシ類等による着色粒の混入過多と充実不足によるものである。

ウ 産地品種銘柄の概況

26年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表17のとおりである。

26年産水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、必須銘柄261銘柄、選択銘柄428銘柄である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、155万1千t（25年産同期162万6千t）で32%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ななつぼし、ヒノヒカリ、はえぬき、まっ

しぐらの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の74%（25年産同期76%）となった。

表17 平成26年産水稻うるち玄米品種別検査数量
（平成27年3月末日現在）

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,551,344	31.8
2	ひとめぼれ	503,774	10.3
3	あきたこまち	464,046	9.5
4	ななつぼし	214,906	4.4
5	ヒノヒカリ	210,643	4.3
6	はえぬき	194,936	4.0
7	まっしぐら	158,692	3.3
8	きらら397	112,785	2.3
9	こしいぶき	108,819	2.2
10	あさひの夢	90,258	1.8
上位10品種の合計		3,610,203	74.0
水稻うるち玄米総合計		4,880,137	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査実績

26年産麦の検査実績は、表18のとおりである。

検査数量の合計は、107万5千tで、25年産（108万4千t）と比較すると9千t減少した。

表18 平成26年産麦類検査成績（最終）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外	規 格 外
普通小麦	896,886	84.4	8.2	-	7.4
普通小粒大麦	47,124	73.9	14.2	-	11.8
普通大粒大麦	58,766	82.3	2.5	-	15.2
普通はだか麦	14,407	84.1	12.8	-	3.1
ビール大麦	49,106	13.1	84.2	2.7	-
種子用麦	8,861	100.0 (合格)	-	-	-
合 計	1,075,149				

(注) ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は84.4%（25年産72.9%。以下同じ）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は73.9%（76.9%）となった。2等以下の主な格付け理由は、整粒不足と形質によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は82.3%（78.8%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通はだか麦

1等比率は84.1%（84.9%）となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるも

のである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率（1等＋2等）は97.3%（95.4%）となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の26年度検査結果は次のとおりである。

〔品 目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大 豆	（北海道ほか2府41県）	207,045
一 般 小 豆	（北海道ほか1府）	45,026
普通いんげん	（北海道）	3,470
普通そば	（北海道ほか1都1府42県）	27,577
かんしょでん粉	（鹿児島県）	27,286

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は34.7%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は0.1%となった。
- (ウ) 普通いんげんは全量2等となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は0.4%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

26年度における外国産農産物の検査数量は次のとおりである。

(1) 米穀					(単位：t、%)
産 地	玄 米	精 米	砕精米	計	国別比率
タイ	-	306,768	7,338	314,107	(48.2)
アメリカ	3,536	256,194	885	260,614	(40.0)
中国	40	48,068	410	48,518	(7.4)
オーストラリア	13,147	1,355	5,705	20,207	(3.1)
ミャンマー	-	5,903	401	6,304	(1.0)
ベトナム	-	-	800	800	(0.1)
パキスタン	-	542	-	542	(0.1)
インド	-	411	-	411	(0.1)
イタリア	-	51	-	51	(0.0)
計	16,723	619,292	15,538	651,553	(100.0)
形態別比率	(2.6)	(95.0)	(2.4)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。
ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

(2) 小麦				(単位：千t、%)
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,931	-	2,931	(55.7)
カナダ	1,445	-	1,445	(27.5)
オーストラリア	881	-	881	(16.7)
フランス	7	-	7	(0.1)
計	5,264	-	5,264	(100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)	

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

(3) 大麦・はだか麦

(単位：千t、%)				
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	142	-	142	(66.6)
カナダ	66	-	66	(31.1)
アメリカ	5	-	5	(2.3)
計	213	-	213	(100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)	

(注) ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

4 成分検査

成分検査（任意検査）は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。平成26年度の成分検査の実施件数は、国内産米穀については5件、国内産小麦については26件、外国産小麦については1,341件となった。

第8節 米 麦 加 工 品

1 米 加 工 食 品

(1) 米菓（あられ・せんべい）

ア 企業構造

平成26年12月末日現在における米菓製造業の工場数は456工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

26年の米菓の生産数量は21.7万tで前年比0.1%増である。

ウ 輸出入

26年の米菓輸出数量は、4.0千tで前年比11.3%増、金額では、39億円で前年比13.1%増となっており、主要輸出先は台湾、アメリカ、香港である。

一方、輸入数量は9.9千tで前年比10.6%減、金額では、39億円で前年比3.2%増となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

(2) 加 工 米 飯

ア 企業構造

平成21年12月末日現在における加工米飯製造業の工場数は81工場であり、ほとんどが中小企業である。

イ 生産状況

26年における加工米飯の生産量は34.1万tで、前年比5.1%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯3万3千t（前年比8.7%増）、無菌包装米飯13万6千t（同6.5%増）、冷凍米飯16万t（同2.8%増）、チルド米飯5千t（同5.1%増）、缶詰米飯1千t（同15.6%増）、乾燥米飯5千t（同13.7%増）となっている。

ウ 輸出状況

26年の加工米飯等輸出量は、0.4千tで、前年比0.2%増、金額では2.5億円で前年比2.9%増となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、タイである。

2 麦加工食品（一次加工品）

(1) 小 麦 粉

ア 企業構造

小麦粉製造業の企業数は、平成26年3月末現在で、90企業（114工場）であり、このうち大企業（4社）が生産シェアの76.6%を占めている。中小企業のうち36%が年間小麦粉生産量1千トン未満の零細企業である。

イ 生産状況

25年度の小麦粉の生産量は487万tで前年比0.3%増となった。用途別にみると、パン用粉は40.5%、めん用粉は33.3%、菓子用粉は11.6%となっており、これら3用途で生産量全体の85.4%を占めている。

ウ 小麦粉輸出入

26年の小麦粉輸出入量は16万6千tで前年比1.1%減、金額は74億円で前年比6%増となっており、主要輸出先は香港、シンガポール、ベトナムであった。

エ 小麦粉調製品輸入量

26年の小麦粉調製品の輸入量は9.8万tで前年比2.1%減、金額は202億円で前年比11.6%増となっており、主要輸入先は韓国、シンガポール、中国であった。

(2) 精 麦

ア 企業構造

25年度に国内産麦又は外国産麦の買受実績がある精麦業の企業数は、平成26年3月末現在で、39企業（39工場）で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

25年度の精麦の生産量は15万9千tで前年比0.5%減となっている。種類別生産比率は、普通精麦は97.4%（押麦は9.1%、切断圧べんは1.7%、切断無圧べんは2.8%、精白麦は86.4%、その他は0.1%）、ビタミン強化精麦は2.6%となっている。

(3) 麦 茶

ア 企業構造

麦茶製造業の企業数は、平成26年3月現在で、65

企業（79工場）であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

25年度の麦茶の生産量は6万6千tで前年比20.0%増となっている。

ウ 輸入状況

26年の麦茶輸入量は1.5千tで前年比49.1%減、金額は5億5千万円で前年比37.1%減となっており、主要輸入先は中国であった。

第9節 農業生産資材対策

1 農業生産資材費低減対策

(1) 農業生産資材費低減に向けた取組

肥料、農薬、農業機械等の農業生産資材は、農業の生産性や農産物の品質向上を図る上で不可欠なものであり、生産コストに占める割合も大きいことから、農業者の所得を増大し、食料の安定供給等を持続的に果たしていくためには、農業生産資材費の一層の低減を図ることが重要である。

このため、主要農業生産資材の生産、流通、利用の各段階で、業界団体、農協系統及び都道府県それぞれが①大型規格品などの低価格資材の供給、②工場から担い手農家への直送などの資材流通の合理化、③土壌診断に基づく適正施肥や肥効調節型肥料の局所施肥などの資材の効率利用の取組を促進した。

(2) 肥料に係る取組

ア 肥料の価格

肥料原料等の国際市況は、平成20年に肥料原料の需給のひっ迫感等を背景に高騰し、これに伴い国内の肥料価格も大幅に上昇した。国際市況は、21年以降は落ち着きを取り戻し、22年秋頃から肥料の需要が回復したため、再び緩やかな上昇基調で推移。24年をピークに増減しつつも現在は落ち着いている。一方為替相場は、24年秋以降、円安傾向が進んでいる。

27肥料年度（秋肥26年6月～10月、春肥11月～27年5月）の国内の肥料価格（全農供給価格）のうち、高度化成肥料は前期に比べ、秋肥が2.9%の値下げとなったが、春肥は、原料価格の国際市況の影響を受け0.8%の値上げとなっている。

イ 生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業

肥料価格の上昇に伴う農業経営への影響を緩和するため、合理的な施肥体系への転換を推進するための指導体制の強化、土壌診断を活用した施肥低減等

の取組を支援した。

(平成26年度予算額)

○生産環境総合対策事業のうち

農業生産環境対策事業 0.2億円

2 農業機械化対策

(1) 地域における効率利用の推進

「農業機械化促進法」(昭和28年法律第252号)に基づき、農作業の効率化により農業経営の改善に寄与する高性能な農業機械の計画的な導入を促進するため、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」(平成25年5月16日農林水産省告示第1602号)により、都道府県における高性能農業機械の適切な導入を推進した。

(2) 地域における農作業安全対策の推進

農業機械による事故を中心に、農作業死亡事故は毎年400件前後発生しているため、国が旗振り役となり、都道府県、農機具メーカー、JAグループ等19関係機関の協力を得て、農作業繁忙期で事故が多く発生する春と秋に「農作業安全確認運動」を実施した。

また、事故の実態や事例に基づいた安全指導を行うため、事故の詳細調査を実施し、調査結果を元に啓発資料としてパンフレットやDVDを作成した。さらに、地域ぐるみでの農作業安全活動を自立的かつ継続的に実践できる体制整備を促進するため、安全研修実施体制の整備(推進コーディネーター等の育成)及び農業者を対象とした事故事例に基づいた研修会や安全な作業環境整備に係る講習会等を実施する取組を支援した。

(平成26年度予算額)

○産地活性化総合対策事業 2,882百万円の内数

(3) 農機具の検査・鑑定

ア 農機具の検査

農業機械化促進法の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(以下「生研センター」という。)において、農機具製造業者の依頼に応じ、35型式の農機具型式検査を実施した。

イ 農機具の鑑定

農作業事故の防止及び農業機械の省エネルギー化等に資するため、生研センターにおいて、農機具製造業者の依頼に応じて、①安全鑑定については14機種188型式、②任意鑑定については6機種23型式、③機能確認については3機種35型式の鑑定を実施した。

(4) 高性能農業機械の開発・実用化の促進

ア 生研センターにおける研究開発

(ア) 農業機械等緊急開発事業

「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づき、農畜産物の生産コストの縮減に資する高性能農業機械の開発等を民間企業との共同研究等により実施した。

なお、26年度に農業機械等緊急開発事業で実施した研究課題は次のとおりである。

a 農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高効率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

(a) 大豆用高速畝立は種機

(b) 高性能・高耐久コンバイン

(c) トラクター直線作業補助装置

(d) 中山間地域対応型栽培管理ビークル

(e) 送風補助式静電防除機

(f) 茶栽培用資材被覆・除去装置

(g) 樹園地用小型幹周草刈機

b 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等に資する高性能農業機械

(a) 高能率水稻等種子消毒装置

(b) 高能率水田用除草装置

(c) 微生物環境制御型脱臭システム

c 農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

(a) 高機動けい畔草刈機

イ 高性能農業機械実用化促進事業

農業機械化促進法に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施している新農業機械実用化促進株式会社において、平成26年度は、計66機種の高性能農業機械等について、部品の共通化や金型等基本的な製造機械の提供等を通じて普及を図った。

(5) 農業機械化研修

平成26年度の農林水産省農林水産研修所つくば館における農業機械化研修受講者実績は次のとおり。

なお、平成26年度の研修は、農作業安全の研修に重点を置いて実施した内容となっている。

ア 農林水産省職員コース 262名

イ 都道府県職員等コース 176名

ウ 一般コース（地域リーダー等の農業者を含む）

461名

計899名

（6）農業資材審議会農業機械化分科会

平成26年度は、26年11月28日及び27年3月4日に農業資材審議会農業機械化分科会を開催した。

分科会では、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を変更する件、平成27年度において型式検査を行う農機具の種類を定める件について答申が行われた。

第10節 持続可能な農業生産の推進

気候変動をはじめとする地球環境問題が進行する中で、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換に向けて、我が国の農業生産においても、資源の循環利用や環境負荷の低減等を目指していくことが喫緊の課題となっている。さらに、農林水産業を通じた、温室効果ガス排出量の削減への貢献や多くの生物への貴重な生息・生育環境の提供などの対応も求められている。

このため、平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、環境保全型農業に関する取組を推進するとともに、地力増進対策を行った。さらに、地球温暖化など農業生産条件に対応した取組を行った。

1 環境保全型農業の推進

（1）環境保全型農業施策の推進

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を図るため、農業生産関連の補助事業等のうち38事業において、「農業環境規範」の実践を受益者に求める等の関連付けを行った。

また、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりと、化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を促進し、平成25年度末の認定件数は約18万6千件となった。

さらに、エコファーマーの全国ネットワークへの活動協力として、環境保全型農業に関する情報の提供、消費者との相互理解を図る等の取組への支援を行った。

また、強い農業づくり交付金により環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等への支援を行った。

（2）環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業の推進を図るため、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロップの作付け、堆肥の施用、有機農業等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して支援を実施し、平成26年度については、15,920件、57,744haに対して支援を行った。

（3）有機農業の推進

有機農業推進法（平成18年法律第112号）に基づく「有機農業推進基本方針」の策定以降、都道府県に対し推進計画策定の働きかけを行い、平成23年度末においては、47都道府県で「有機農業推進計画」が策定済みとなっている。

また、有機農業の一層の拡大を図るため、全国段階で有機農業の参入促進、栽培技術の体系化、販路拡大のためのマッチングフェアの開催等の取組に支援するとともに、有機農業により産地の収益力向上に取り組む23地区に対し、生産技術力強化の取組等に支援した。

2 地力増進対策

近年、水田転換畑における土壌の酸性化など、農地土壌の物理性・化学性の悪化（地力の低下）に起因する生産力の低下が顕在化している。

一方、近年の農業労働力の減少等我が国農業を取り巻く諸情勢の変化に伴い、堆肥等の有機物の施用量が減少している状況に鑑みると、地力増進のための土壌管理の取組の重要性がこれまで以上に増している。加えて、炭素貯留機能、物質循環機能、水・大気浄化機能、生物多様性の保全機能といった農地土壌が有する環境保全機能を維持する観点からも、地力の増進を図る対策が必要となっている。

このため、「地力増進法」（昭和59年法律第34号）に基づく地力増進基本指針を踏まえ、土壌・土層改良や、土づくりの推進等、土壌機能を維持・増進するための対策等を推進した。

さらに、同法に基づき、政令指定土壌改良資材について、（独）農林水産消費安全技術センターに指示し、製造業者等に対して立入検査を実施するなど、土壌改良資材の品質表示の適正化を図った。

3 地球温暖化などへの対応

（1）地球温暖化防止策

我が国の施設園芸は、冬期に化石燃料を使用した加温栽培を行い、園芸作物の周年生産や安定供給を図っている。また、各種農作物の生産において軽油などの燃料を使用した農業機械が幅広く使用され、農作物生

産の効率化に寄与している。

一方、地球温暖化に対する国民の関心の高まりや燃油価格の高騰など、最近の農業生産を取り巻く状況は厳しいものがある。また、政府の京都議定書目標達成計画第一約束期間（平成20～24年）においては、「施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策」、「環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減」について、平成24年度までの削減目標値が設定され目標を達成してきたところである。第二約束期間（平成25～31年）においては我が国は削減義務を負っていないが、温室効果ガスの削減することが重要であるため、これらの課題に対し、以下の施策を推進した。

ア 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策

施設園芸において温室効果ガス排出削減を推進するため、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、被覆設備、循環扇等の施設園芸用省エネルギー設備のリース方式による導入支援を行うとともに、他分野で製品化・実用化されている省エネ・省資源技術の農業転用の検証を行う取組の支援を行った。また、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及びマニュアルの普及に努めた。

農業機械については、省エネ利用マニュアルの普及に努めると共に、省エネルギー型農業機械の普及を図るための主要農業機械の省エネ性能表示制度創設に向けた検討を行うとともに、バイオディーゼル燃料利用に係る調査・実証に対して支援を行った。

イ 環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減

農地からの温室効果ガス発生を抑制する技術の実証・普及及び全国の農地及び草地土壌の炭素含有量のモニタリング調査等を推進した。

また、土壌診断結果に基づく適正施肥の指導の取組等を支援することで、合理的な施肥体系への転換を推進した。

(2) 地球温暖化適応策

地球温暖化による農作物の高温障害等について、地域で問題となっている課題を解決するため、都道府県等が連携した適応技術の共同検証に対して支援を行った。

また、地球温暖化による影響と適応策について、各都道府県の協力を得て調査を行い「平成25年地球温暖化影響調査レポート」として取りまとめ、公表し、地球温暖化適応策の普及を図った。

第11節 畜産物の価格関連対策

1 食料・農業・農村政策審議会畜産部会

(1) 畜産部会の設置

平成19年7月に開催された第16回食料・農業・農村政策審議会において、畜産部会が設置された。

(2) 畜産部会の所掌事項

畜産部会は、以下の事項を所掌することとされている。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 畜産部会委員の構成

26年度の畜産部会の委員、臨時委員は以下の通りである。

(委員)

市 川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議 代表
武 内 和 彦	東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 機構長
藤 井 雄一郎	有限会社藤井牧場 代表取締役
山 内 明 子	日本生活協同組合連合会 執行役員、組織推進本部 本部長

(臨時委員)

石 澤 直 士	(株)ゼンケイ 代表取締役社長
大 西 茂 志	全国農業協同組合中央会 常務理事
川 村 和 夫	一般社団法人日本乳業協会 会長
小 谷 あゆみ	フリーアナウンサー、エッセイスト
近 藤 康 子	サントリービジネスエキスパート (株)お客様リレーション本部顧問、 消費生活アドバイザー
笹 崎 静 雄	(株)埼玉種畜牧場サイボクハム 代表取締役社長
築 道 繁 男	公益社団法人日本食肉市場卸売協会 副会長
飛 田 稔 章	北海道農業協同組合中央会 会長

那 須 真理子 うちのあか牛てっぽこ 代表
 野 村 哲 郎 京都産業大学総合生命科学部生命
 資源環境学科 教授
 廣 野 正 則 (有)広野牧場 代表取締役
 山 内 孝 史 協同組合日本飼料工業会 会長
 ※委員は平成27年3月31日時点（敬称略、50音順）

(4) 平成26年度第1回畜産部会

平成26年4月24日に開催された第1回畜産部会において、酪肉近基本方針の検証状況等について意見交換が行われた。

(5) 平成26年度第2回畜産部会

平成26年5月27日に開催された第2回畜産部会において、酪肉近基本方針における「担い手」や「6次産業化」の位置づけ等について意見交換が行われた。

(6) 平成26年度第3回畜産部会

平成26年7月3日に開催された第3回畜産部会において、酪農・乳業に関する課題等について意見交換が行われた。

(7) 平成26年度第4回畜産部会

平成26年7月31日に開催された第4回畜産部会において、飼料や畜産環境をめぐる課題等について意見交換が行われた。

(8) 平成26年度第5回畜産部会

平成26年8月29日に開催された第5回畜産部会において、肉用牛・食肉関係の課題等について意見交換が行われた。

(9) 地方公聴会・現地調査

平成26年9月18日から19日にかけて、熊本県下において、酪肉近基本方針策定に係る地方公聴会及び現地調査が行われた。

(10) 平成26年度第6回畜産部会

平成26年10月8日に開催された第6回畜産部会において、地方公聴会・現地調査等について意見交換が行われた。

(11) 地方公聴会・現地調査

平成26年10月29日から30日にかけて、北海道下において、酪肉近基本方針策定に係る地方公聴会及び現地調査が行われた。

(12) 平成26年度第7回畜産部会

平成26年11月28日に開催された第7回畜産部会において、地方公聴会・現地調査等について意見交換が行われた。

(13) 平成26年度第8回畜産部会

平成27年1月14日に開催された第8回畜産部会において、「平成27年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数

量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項」（別記1）、「平成27年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記2）、「平成27年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」（別記3）について諮問がなされ、審議が行われた。

審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申（別記4）がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、27年度の加工原料乳の補給金単価等、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格が決定され、平成27年1月26日に告示された（別記5）。

（別記1）

26生畜第1414号

平成27年1月14日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 西川 公也

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成27年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成27年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記2）

26生畜第1399号

平成27年1月14日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 西川 公也

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成27年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記3）

26生畜第1400号

平成27年1月14日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿
農林水産大臣 西川 公也
諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成27年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成27年度の肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（別記4）

26生食農審第81号
平成27年1月14日
農林水産大臣 西川 公也 殿
食料・農業・農村政策審議会
会長 生源寺 眞一
答 申

平成27年1月14日付け26生畜第1414号で諮問があった平成27年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「交付対象数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成27年1月14日付け26生畜第1399号で諮問があった平成27年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成27年1月14日付け26生畜第1400号で諮問があった平成27年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の交付対象数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成27年

度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

（別記5）

農林水産省告示第163号
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成27年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

平成27年1月26日
農林水産大臣 西川 公也
一 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）

1,780千トン
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳
520千トン

二 加工原料乳の補給金単価
加工原料乳（ナチュラルチーズの原料である生乳を除く。）

単 位	補給金単価
1 キログラム	12.90円
加工原料乳のうちナチュラルチーズの原料である生乳	
単 位	補給金単価
1 キログラム	15.53円

農林水産省告示第160号
畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき、平成27年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成27年1月26日
農林水産大臣 西川 公也
一 畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に規定する豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

- （一）皮剥ぎ法により整形したもの
安定基準価格 440円
安定上位価格 590円
- （二）湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格 410円

安定上位価格 550円

二 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格 865円

安定上位価格 1,125円

農林水産省告示第161号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき、平成27年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき、告示する。

平成27年1月26日

農林水産大臣 西川 公也

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、332,000円
褐毛和種	一頭につき、303,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、217,000円
乳用種の品種	一頭につき、130,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、199,000円

農林水産省告示第162号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第2条ただし書きの規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定単位となる期間を次のように定めたので、同法第5条第8項の規定に基づき、告示する。

平成27年1月26日

農林水産大臣 西川 公也

一 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、277,000円
褐毛和種	一頭につき、255,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、147,000円
乳用種の品種	一頭につき、88,000円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、144,000円

二 一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第2条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成27年4月1日から平成28

年3月31日までとする。

(14) 平成26年度第9回畜産部会

平成27年1月29日に開催された第9回畜産部会において、酪肉近基本方針の見直しスケジュール、構成案等について意見交換が行われた。

(15) 平成26年度第10回畜産部会

平成27年2月19日に開催された第10回畜産部会において、酪肉近基本方針案等について意見交換が行われた。

(16) 平成26年度第11回畜産部会

平成27年3月20日に開催された第11回畜産部会において、酪肉近基本方針案等について意見交換が行われた。

2 農畜産業振興機構の業務の運営状況

(1) 畜産経営安定対策業務

ア 畜産産業振興事業（緊急対策を含む）

26年度の畜産産業振興事業については、畜産経営安定対策及びその他対策に加え、補正予算により措置された好循環実現のための経済対策等の緊急対策を実施し、補助事業として1,152億3,053万円の補助を行った。

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の実施

26年度の肥育牛補填金については、「肉専用種」において11万4,895頭を対象に18億2,586万円、「交雑種」において20万9,228頭を対象に85億2,165万円、「乳用種」において21万5,448頭を対象に118億9,964万円を交付した。

(イ) 肉用牛繁殖経営支援事業の実施

26年度の肉用子牛への支援交付金については、「その他の肉専用種」において387頭を対象に1,138万円を交付した。

(ウ) 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の実施

26年度の養豚補填金については、粗収益が生産コストを下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(エ) 加工原料乳等生産者経営安定対策事業の実施

26年度の補填金については、加工原料乳及びチーズ向け生乳の平均取引価格が補填基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

イ 加工原料乳生産者補給金交付業務

26年度の加工原料乳生産者補給交付金については、脱脂粉乳・バター等向け生乳153.7万t（交付対象数量180万t）を対象に196億7,741万円（単価：12円80銭/kg）、チーズ向け生乳46.2万t（交付対象数

量52万 t)を対象に71億2,646万円(単価:15円41銭/kg)を交付した。

ウ 肉用子牛生産者補給金交付業務

26年度の肉用子牛生産者補給金については、全対象品種において平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、交付を行わなかった。

(2) 畜産物の需給調整・価格安定対策業務

ア 指定食肉の売買

指定食肉(牛肉及び豚肉)について、26年度においては、調整保管等は実施していない。

イ 指定乳製品等の輸入入札状況

26年度の、国際約束に基づくカレントアクセス分として、バター3,000t、脱脂粉乳9,178tの輸入入札を行った。

また、ホエイ及び調整ホエイ4,500t、デイリースプレッド500t、バターオイル250tの輸入入札を行った。

さらに、カレントアクセス分以外にバター10,000t、脱脂粉乳10,000tの追加輸入入札を行った。

なお、一般輸入による機構以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し数量は1,852tとなった。

(3) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や生産者の経営安定に資する情報等を適時適切に提供した。この業務に係る経費の総額は2億1,852万円であった。

3 鶏卵等の経営安定対策

(1) 鶏卵生産者経営安定対策事業

平成23年度から鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るため、鶏卵の標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する鶏卵価格差補填事業と、鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し、奨励金を交付する成鶏更新・空舎延長事業を措置している。

第12節 牛乳乳製品対策

1 牛乳乳製品の需給

25年度については、頭数の減少に加え、猛暑による乳房炎の増加など様々な要因により、生乳生産量は24

年度を2.1%下回り、745万 tとなった。牛乳等向け処理量は引き続き減少し、24年度を1.1%下回り、396万 tとなった。乳製品向け処理量は、チーズ向け及びクリーム等向けが増加した一方で、特定乳製品向けが減少し、24年度を3.2%下回り、343万 tとなった。この結果、脱脂粉乳及びバターの生産量が減少し、在庫量はいずれも減少した。

26年度については、乳用雌牛頭数の減少や、25年度の猛暑の影響等により、生乳生産量は25年度を1.6%下回り、733万 tとなった。仕向け別にみると、牛乳等向け処理量は、25年度を1.4%下回り、391万 tとなった。乳製品向け処理量は、クリーム等向けが増加した一方、特定乳製品向けとチーズ向けが減少し、25年度を1.9%下回り、336万 tとなった。これにより、脱脂粉乳とバターの生産量は減少し、不足が見込まれたことから、バター1万 t、脱脂粉乳1万 tの追加輸入を実施し、その結果、期末在庫は脱脂粉乳、バターともに前年度末より増加した。

2 牛乳乳製品の流通対策

(1) 生乳流通対策

酪農経営の安定を図るため、指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造する際に委託製造経費の一部を補助する事業を行った。

(2) 乳製品流通価格調査

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は下落した際に行う需給調整の発動基準となる価格の基礎資料とするほか、酪農行政に必要な乳製品流通価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者等を対象として、その仕入れ及び販売価格について、毎月調査を行った。

3 乳業の再編・合理化対策

生乳流通コストの低減や乳業の再編・合理化、衛生管理の向上を図るため、強い農業づくり交付金において、施設廃棄を伴う貯乳施設や乳業工場の新増設等を支援した。

また、これらの取組を着実に推進するため、産地活性化総合対策事業において、地域段階における課題の把握・検討や具体的な計画の策定、全国段階における乳業再編に関する個別案件に対するコンサルティング実施や「乳業再編実施の手引き」の作成・配布等による事業の普及等を支援した。

4 牛乳乳製品の消費・拡大対策

学校給食用牛乳等供給推進事業の実施

26年度においては、供給条件不利地域への円滑な供給による安定的需要の確保のための支援をはじめ、自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳やヨーグルト等の供給支援等による消費拡大対策を実施した。

第13節 食肉鶏卵対策

1 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

26年度の国内生産量は、全国的に生産基盤が縮小し、肉専用種及び乳用種ともに減少した結果、対前年度比0.7%減の50万2千t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比3.5%減の73万8千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令価格）は、生産量が減少している中で、需給がひっ迫していること等から、対前年度比9.6%増の1,299円/kgとなった。

小売価格（東京）は、国産牛肉「ロース」は対前年度比5.4%増の819円/100gとなった。

(2) 豚 肉

26年度の国内生産量は、前年度の猛暑の影響、国内でのPED発生の影響等により出荷頭数が減少したことから、対前年度比4.6%減の125万t（枝肉ベース）となった。

輸入量は、対前年度比9.2%増の121万6千t（枝肉ベース）となった。

卸売価格（省令価格）は、出荷頭数が減少したこと等から、対前年度比18.8%増の593円/kgとなった。

(3) 鶏 肉

26年の国内生産量は、対前年比2.4%増の149万4千t（骨付きベース）となった。

輸入量は、対前年比14.9%減の48万1千t（実量ベース）となった。

卸売価格（東京）は、もも肉は8月以降、堅調な需要に支えられ、上昇基調で推移していたが、年明け後は需要の低下に伴い軟調に推移した。また、むね肉は、加工向け需要の伸び等により堅調に推移した。

小売価格（東京、もも肉）は、対前年度比6.4%増の135円/100gとなった。

(4) 鶏 卵

26年度の国内生産量は、対前年度比0.8%減の250万2千tとなった。

卸売価格（全農東京Mサイズ）は、25年8月以降、猛暑の影響による供給減少、旺盛な需要により上昇し、例年に比べ高水準で推移した。

小売価格（東京、Lサイズ10個）は、対前年度比6.1%増の242円となった。

2 食肉等の流通対策

(1) 国産食肉流通体制整備

国産食肉の安定的な供給体制を構築するため、産地において、当該地域における肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての流通、加工及び販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成し、高度に衛生的な設備を導入するとともに低コストで大規模に処理を行う先進的な産地食肉センター及び食鳥処理施設を整備できる事業を措置し、これにより食肉流通の合理化等を推進した。

(2) 家畜市場近代化整備

肉畜の生産状況及び交通事情等の変化に対応して、家畜市場の機能高度化等を図り、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適切な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を行った。

(3) 鶏卵処理施設整備

鶏卵処理施設における処理の効率化、品質の向上、機能の向上・改善等のための施設整備を行った。

第14節 畜産経営対策

1 農畜産業振興機構以外で実施する酪農経営安定対策

(1) 持続的酪農経営支援事業

飼料作付面積を確保し、環境負荷軽減に取り組んでいる酪農家に対して、飼料作付面積に応じた交付金の交付を行った。

2 産地競争力の強化に向けた総合的推進

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産生産基盤育成強化

地域内一貫生産体制の確立、子牛生産部門の協業化や、効率的生産のための外部化・分業化、地域の核となる協業法人経営体の育成、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備の支援を行った。

(2) 高収益型畜産体制（畜産クラスター）構築事業

畜産農家、関係事業者の連携・結集により、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの構築のための新たな取組の実証や、全国的な普及活動の支援を行った。

表19 食肉・鶏卵の需給の推移

(枝肉ベース、単位：t、%)

年度	区分	牛肉	豚肉	馬肉	羊肉	鶏肉	合計	鶏卵
16	生産量	508,427	1,262,959	7,144	199	1,241,981	3,020,710	2,480,752
	輸出量	141	22	0	0	693	856	775
	輸入量	643,376	1,267,053	13,551	44,768	371,256	2,340,004	134,342
	計	1,151,662	2,529,990	20,695	44,967	1,612,544	5,359,858	2,614,319
	指数							
17	生産量	497,181	1,242,335	7,087	186	1,292,981	3,039,770	2,480,517
	輸出量	73	76	0	0	2,174	2,323	1,057
	輸入量	654,433	1,298,107	13,894	58,332	443,471	2,468,237	150,960
	計	1,151,541	2,540,366	20,981	58,518	1,734,278	5,505,684	2,630,420
	指数							
18	生産量	494,766	1,248,834	6,443	146	1,364,413	3,114,602	2,508,867
	輸出量	142	630	0	0	2,500	3,272	668
	輸入量	667,481	1,100,339	11,442	49,322	347,358	2,175,942	121,506
	計	1,162,105	2,348,543	17,885	49,468	1,709,271	5,287,272	2,629,705
	指数							
19	生産量	512,754	1,246,314	6,053	160	1,362,327	3,127,608	2,589,192
	輸出量	493	1,446	0	0	6,675	8,614	430
	輸入量	661,603	1,125,704	11,678	38,186	368,446	2,205,617	113,281
	計	1,173,864	2,370,572	17,731	38,346	1,724,098	5,324,611	2,702,043
	指数							
20	生産量	518,039	1,260,219	6,016	183	1,394,923	3,179,380	2,535,679
	輸出量	787	2,699	0	0	7,150	10,636	620
	輸入量	670,917	1,206,910	7,788	42,948	425,982	2,354,545	112,198
	計	1,188,169	2,464,430	13,804	43,131	1,813,755	5,523,289	2,647,257
	指数							
21	生産量	516,386	1,318,145	5,746	146	1,413,492	3,253,915	2,508,461
	輸出量	966	3,018	0	0	8,699	12,683	968
	輸入量	679,180	1,034,069	8,206	35,572	336,318	2,093,345	100,818
	計	1,194,600	2,349,196	13,952	35,718	1,741,111	5,334,577	2,608,311
	指数							
22	生産量	511,893	1,277,491	5,785	0	1,416,873	3,212,042	2,505,790
	輸出量	707	742	0	0	10,679	12,128	789
	輸入量	730,964	1,143,647	7,314	32,856	423,744	2,338,525	114,001
	計	1,242,150	2,420,396	13,099	32,856	1,829,938	5,538,439	2,619,002
	指数							
23	生産量	505,410	1,277,464	4,746	0	1,377,533	3,165,153	2,482,628
	輸出量	829	947	0	0	4,206	5,982	459
	輸入量	737,414	1,197,905	6,758	28,766	476,727	2,447,570	137,847
	計	1,241,995	2,474,422	11,504	28,766	1,850,054	5,606,741	2,620,016
	指数							
24	生産量	513,923	1,295,345	4,978	0	1,456,559	3,270,805	2,506,768
	輸出量	1,350	1,220	0	0	7,048	9,618	722
	輸入量	722,457	1,140,721	6,980	28,612	429,498	2,328,268	123,168
	計	1,235,030	2,434,846	11,958	28,612	1,879,009	5,589,455	2,629,214
	指数							
25	生産量	505,732	1,310,588	5,584	0	1,459,209	3,281,113	2,521,974
	輸出量	1,306	1,968	0	0	8,940	12,214	1,266
	輸入量	765,066	1,113,465	6,515	32,834	418,470	2,336,350	124,148
	計	1,269,492	2,422,085	12,099	32,834	1,868,739	5,605,249	2,644,856
	指数							
26 (概算値)	生産量	502,221	1,249,860	5,328	0	1,493,986	3,251,395	2,501,921
	輸出量	1,947	2,077	0	0	10,823	14,847	1,888
	輸入量	737,914	1,216,336	7,020	34,980	480,804	2,477,054	128,714
	計	1,238,188	2,464,119	12,348	34,980	1,963,967	5,713,602	2,628,748
	指数							

資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」

注1：牛肉、豚肉、馬肉、羊肉は枝肉ベース、鶏肉は骨付きベースに換算。

注2：食肉の輸出入量は、枝肉、骨付き肉、骨付きでない肉、くず肉等を集計。

また、牛肉には煮沸肉、鶏肉には家禽肉を含む。羊肉には山羊肉を含む。

注3：鶏卵の輸出入量は、殻付き換算。

注4：計は生産量－輸出量＋輸入量。

注5：21年度以降は鶏肉は年次ベース。

表20 食肉・鶏卵の価格の推移

(単位:円、%)												
年度・月	牛肉				豚肉				鶏肉			
	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比	卸売価格	対前年比	小売価格	対前年比
20	1,083	91.3	897	100.4	496	95.6	251	102.9	688	105.8	135	106.7
21	1,034	95.5	853	95.1	431	86.9	238	94.8	617	89.7	128	95.2
22	1,122	108.5	803	94.1	474	110.0	236	99.2	632	102.4	130	101.6
23	889	79.2	791	98.5	455	96.0	238	100.8	627	99.2	130	100.1
24	1,039	116.9	784	99.1	440	96.7	237	99.6	575	91.7	124	95.4
25	1,185	114.1	777	99.0	499	113.4	241	101.7	612	106.4	127	102.2
26	1,299	109.6	819	105.4	593	118.8	250	—	626	102.4	135	106.4
23.4	1,181	104.8	808	98.8	493	116.3	236	100.0	700	105.0	134	103.1
5	1,108	101.2	790	99.1	490	101.4	239	100.4	696	106.6	133	101.5
6	1,019	100.4	814	101.8	547	101.7	237	99.2	659	104.8	130	99.2
7	944	92.1	788	97.0	538	110.0	240	99.6	625	107.7	129	100.0
8	1,008	95.2	776	96.0	502	101.0	240	100.4	595	109.9	131	100.8
9	871	79.7	782	96.8	451	86.9	238	100.4	599	109.9	130	100.8
10	737	64.3	781	99.0	373	85.4	241	103.4	614	106.8	130	101.6
11	775	66.5	774	97.2	398	91.1	236	100.0	606	97.5	130	100.8
12	820	64.6	796	100.5	450	96.2	238	102.1	602	90.8	129	99.2
24.1	797	68.9	798	97.1	427	100.5	239	102.1	627	88.6	129	100.0
2	790	67.8	792	99.6	430	85.7	239	102.6	609	86.4	129	97.0
3	814	71.6	795	99.0	413	85.0	235	99.6	594	85.1	130	97.7
24.4	966	81.8	775	95.9	437	88.6	238	100.8	577	82.4	127	94.8
5	1,001	90.3	784	99.2	454	92.7	234	97.9	572	82.2	126	94.7
6	985	96.7	788	96.8	526	96.2	243	102.5	564	85.6	126	96.9
7	1,000	105.9	787	99.9	502	93.3	237	98.8	555	88.8	125	96.9
8	999	99.1	782	100.8	486	96.8	238	99.2	533	89.6	122	93.1
9	1,026	117.8	777	99.4	449	99.6	236	99.2	519	86.6	123	94.6
10	1,029	139.6	773	99.0	402	107.8	235	97.5	537	87.5	122	93.8
11	1,084	139.9	778	100.5	396	99.5	236	100.0	573	94.4	122	93.8
12	1,171	142.8	798	100.3	430	95.6	238	100.0	611	101.5	123	95.3
25.1	1,056	132.5	805	100.9	399	93.4	238	99.6	642	102.4	125	96.9
2	1,049	132.8	801	101.1	415	96.5	237	99.2	622	102.1	124	96.1
3	1,075	132.1	765	96.2	436	105.6	238	101.3	596	100.3	123	94.6
25.4	1,135	117.5	781	100.8	467	106.9	243	102.1	574	99.5	125	98.4
5	1,157	115.6	792	101.0	517	113.9	238	101.7	567	99.1	125	99.2
6	1,128	114.5	782	99.2	491	93.3	240	98.8	544	96.4	125	99.2
7	1,145	114.5	801	101.8	524	104.4	240	101.3	534	96.1	126	100.8
8	1,159	116.0	788	100.8	528	108.6	243	102.1	540	101.3	126	103.3
9	1,205	117.4	781	100.5	514	114.5	241	102.1	577	111.2	126	102.4
10	1,236	120.1	748	96.8	478	118.9	242	103.0	615	114.4	124	101.6
11	1,293	119.3	778	100.0	486	122.7	242	102.5	646	112.7	124	101.6
12	1,281	109.4	758	95.0	545	126.7	240	100.8	690	112.8	129	104.9
26.1	1,160	109.8	769	95.5	444	111.3	243	102.1	710	110.7	129	103.2
2	1,146	109.2	761	95.0	476	114.7	241	101.7	682	109.7	131	105.6
3	1,136	105.7	783	102.4	507	116.3	244	102.5	662	111.1	130	105.7
26.4	1,209	106.5	812	104.0	590	126.3	249	102.5	637	111.1	134	107.2
5	1,191	102.9	807	101.9	615	119.0	255	107.1	620	109.3	138	110.4
6	1,160	102.8	791	101.2	665	135.4	255	106.3	600	110.4	135	108.0
7	1,155	100.9	802	100.1	597	113.9	258	107.5	581	108.8	134	106.3
8	1,194	103.0	837	106.2	564	106.8	263	108.2	569	105.4	129	102.4
9	1,228	101.9	814	104.2	553	107.6	260	107.9	590	102.2	132	104.8
10	1,320	106.8	824	110.2	531	111.1	261	107.9	617	100.4	132	106.5
11	1,395	107.9	829	106.6	591	121.6	259	107.0	634	98.2	138	111.3
12	1,368	106.8	827	109.1	659	120.9	269	112.1	672	97.4	138	107.0
27.1	1,414	121.9	822	106.9	529	119.1	219	—	681	95.9	137	106.2
2	1,503	131.2	814	107.0	630	132.4	226	—	661	96.9	135	103.1
3	1,533	134.9	845	107.9	576	113.6	225	—	653	98.6	136	104.6

資料:卸売価格は農林水産省統計部「食肉流通統計」、「食鳥市況情報(もも肉)」、鶏卵は「JA全農たまご東京M規格」

小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」

注1:牛肉及び豚肉の卸売価格は東京及び大阪の中央市場における省令規格(牛肉:去勢牛B3・B2、豚肉:極上・上)1kg当りの価格である。

注2:鶏肉及び鶏卵の卸売価格は消費税を含まない。

注3:小売価格は東京都区部の100g当りの価格であり、基本銘柄は、牛肉はロース、豚肉は平成26年12月まではロース、平成27年1月からバラ、鶏肉はもも肉、鶏卵はLサイズ10個。

3 畜産環境対策

(1) 「強い農業づくり交付金」のうち畜産周辺環境影響低減

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備の支援を行った。

(2) 「産地活性化総合対策事業」のうち地域バイオマス支援地区

畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた検討会の開催、堆肥成分の分析、施用実験、シンポジウムの開催に対して支援及び畜産経営環境調和推進資金を利用して、家畜排せつ物を利

活用するための施設を整備する畜産農家への利子相当額助成の支援を行った。

4 畜産経営関係主要資金の融通

(1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、農協系統資金等に利子補給を行い、資金を農業部内に環流させ、民間金融としての自主性に委ねつつ、農業経営の近代化に資すると認められる施設資金等の供給を行うことを目的に創設された。

17年度には国及び地方公共団体を通じた財政改革(三位一体改革)のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、都道府県が行う利子補給に係る政府の

助成が廃止・税源移譲し、都道府県の責任において実施することとなった。

23年度に、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、無利子（最長18年間）・無担保・無保証人での貸付が可能となった。さらに償還期間及び据置期間についてもそれぞれ3年間延長されている。

表21 農業近代化資金融資実績

		(単位：百万円)			
区 分		23年度	24年度	25年度	26年度
畜産関係					
家畜購入※		9,411	9,708	9,519	9,713
資金総額		37,395	38,300	38,300	34,858
※平成17年度から「家畜購入」以外の区分は不明。					

(2) 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

本資金は6年度に創設され、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金を融通している。

24年度に人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り受ける場合は、貸付当初5年間実質無利子（限度額：個人3億円、法人10億円）となっている。また、東日本大震災の直接・間接被害を受けたものに対し、償還期間及び据置期間を3年間延長して貸付が可能となっている。26年度の畜産関係融資実績は、最終貸付件数2,166件、1,202億円であった。

畜産関係融資は融資額全体の63.9%を占め、その内訳は、肉用牛23.6%、酪農15.0%、養豚10.0%、養鶏14.4%であった。

(3) 農業改良資金

59年度に畜産振興資金供給事業として発足した畜産振興資金は、60年度に農業改良資金に組み入れられた。

本資金は、農業者が新作物や新技術の導入、畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施する際に活用できる無利子資金である。

22年10月、融資主体が都道府県から日本公庫等に変更された。また、25年4月から貸付対象者を個別法に基づく貸付特例者のみへと変更した。26年度の融資実績は34件、13億円であった。

(4) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に家畜排せつ物法が制定され、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行

うため、畜産経営環境調和推進資金を融通している。

第15節 畜産技術対策

1 家畜改良増殖対策事業

平成22年7月策定の「家畜改良増殖目標」においては、霜降りや乳量の増大等を重視した従来からの品質や生産性の向上に向けた取組だけではなく、消費者ニーズの多様化や、長期的にひっ迫基調の穀物需給等の新たな課題にも対応する家畜改良増殖を進めていくこととされた。

このため、平成26年度においては、家畜改良を推進する事業によって、ジャージー種等特色ある品種の受精卵導入等を支援するとともに、牛乳や食肉の質及び量などのデータの全国的・効率的な収集やDNA解析情報を活用した評価手法の開発等家畜の能力評価精度の向上に向けた取組を支援し、効率的に家畜改良増殖を行える体制作りを推進し、和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を行う取組を支援した。

また、地域の中核的な生産組織において、牛の個体識別情報と牛群検定情報等の生産情報とを組み合わせる家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図る取組を支援するとともに、豚の生産情報を消費者へ提供するトレーサビリティシステムの実用化を図ることで、豚肉のブランド力向上と養豚経営の体質強化の向上を支援した。

さらに、独立行政法人家畜改良センターにおいては、都道府県や民間団体では取り組み難い新たな育種改良技術と同センターが保有する多様な育種資源を活用し、ホルスタイン種における泌乳持続性、黒毛和種及び肉用鶏における増体性、デュロック種における肉質などの改良に取り組むつつ優良な種畜の生産・供給を行うとともに、家畜の遺伝的能力評価などを通じ、都道府県や民間における改良を支援した。また、飼料自給率の向上に資する優良な飼料作物の増殖に必要な種苗生産や飼料用稲の安定供給に資する種子生産、地域における重要課題となっている鳥獣害対策などの畜産技術に関する実証展示、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく牛個体識別台帳への記録、保存、情報提供等を行った。

- ・独立行政法人家畜改良センター運営費交付金 (72億円)
- ・家畜改良対策推進事業 (4億円)

・家畜個体識別システム利活用促進事業（1億円）

2 中央畜産技術研修

国及び都道府県の畜産関係職員等を対象とした中央畜産技術研修会を独立行政法人家畜改良センター中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

本研修は、都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体、独立行政法人家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として、畜産に関する高度の知識及び技術の習得並びに指導能力を向上させることを目的としている。具体的には、技術職員の再訓練のための専門技術研修や畜産に関する高度な学理、新技術を修得させるための研修等を実施した。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会において、主要な講師として本研修を反映した研修を行うことにより、新しい技術が速やかに全国各地に浸透するようにしている。

26年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、畜産物安全行政、肉用牛生産技術指導者養成、養鶏、畜産環境保全、畜産経営A・B、飼料A・B、放牧、肉用牛、自給飼料（WSC・飼料用米）、畜産新技術A・B、食肉流通、酪農等の各部門（19講座）について短期研修を実施し、合計515名が受講した。

第16節 飼料対策

1 自給飼料対策

(1) 自給飼料関連対策の概要

「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）において、自給飼料の増産を図る観点から、飼料作物の生産量を平成20年（2008）年度の435万TDN（※1）トンから平成32（2020）年度の527万TDNトンへ増加させ、同様に飼料自給率を26%から38%に向上させる目標を定めた。併せて、同計画では、具体的な飼料作物増産の方法として（1）二毛作等の推進を可能とする品種・作付体系技術の開発・普及、（2）飼料生産組織（コントラクター等）の育成による畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化、（3）優良品種の開発・普及等を掲げた。

このため、平成26年度においては、飼料作物の優良品種の導入や難防除雑草の駆除等による草地改良、飼料生産技術者の資質向上を支援した。また、新たに作

業受託を始める飼料生産組織に対し、受託面積に応じた支援を行うとともに、青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用を拡大する取組を支援した。さらに、飼料用米等への農薬の残留試験や、配合飼料給与量を低減させる粗飼料生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証等の取組を支援した。

この結果、平成26年度の飼料作物全体の作付面積は、WCS（※2）用稲や飼料用米をはじめとした水田での飼料作物の作付増加により、前年度に比べ9千ha増加し、92万4千haとなった。また、平成26年度の飼料作物の生産量は、前年度に比べ9万トン増加し、352万TDNトンとなった。

さらに、食品残さ等を有効活用した飼料であるエコフィードの増産のため、食品残さ等の利用拡大の推進、食品残さ等の適切な分別に向けた指導活動、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験等への支援を行った。

この結果、平成26年度のエコフィード製造数量は、前年度に比べ1万TDNトン増加し、111万TDNトンとなった。

- * 1 Total Digestible Nutrients の略で、可消化養分総量と呼ばれるもの。家畜が消化できる養分の総量であり、カロリーに近い概念。
- * 2 ホールクロップ・サイレージの略で、子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。

(2) 自給飼料関連予算

- ・飼料増産総合対策事業
(14億円)
(補正：20億円)
- ・農業農村整備事業
(2,689億円の内数)
- ・農山漁村地域整備交付金
(1,122億円の内数)
- ・水田活用の直接支払交付金
(2,770億円の内数)
- ・産地活性化総合対策事業
(29億円の内数)
- ・強い農業づくり交付金
(234億円の内数)

2 流通飼料対策

飼料費は畜産物生産費の大部分を占めるため、配合飼料価格の上昇は生産コストを増大させ畜産経営に影響を及ぼす。このため、配合飼料価格が値上がりした場合に補填を行う配合飼料価格安定制度の適切な運用

を行い、畜産経営への飼料価格の急激な変化による影響を緩和している。

平成26年度においては、配合飼料メーカーと畜産農家の積立金を原資とする通常補填が第3四半期及び第4四半期において連続で発動した。一方、国と配合飼料メーカーの積立金を原資とする異常補填は、発動しなかった。

平成26年4月から、配合飼料価格安定制度を見直し、①通常補填の発動基準の指標として、異常補填と同じ輸入原料価格を使用するとともに、②異常補填の特例基準として、通常の発動基準（直近1年間の平均輸入原料価格の115%超）で発動しない場合であって、半年前時点の基準輸入原料価格（直近1年半前から半年前の平均輸入原料価格）の123.3%を超えるとときに異常補填が発動する仕組みを導入した。

また、我が国は配合飼料原料のほとんどを輸入に依存していることを踏まえ、天災等の不測の事態に対処し、配合飼料の安定的供給を図るため、公益社団法人配合飼料供給安定機構等に対し飼料穀物の備蓄を行うために必要な費用を助成した。

・飼料穀物備蓄対策事業（16億円）

第17節 中央競馬及び地方競馬

1 中央競馬

26年度（1～12月）の中央競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は2兆4,936億円、入場人員は614万人となり、前年比では売得金で3.7%の増加、入場人員で0.8%の増加となった。

この結果、売得金総額の10%に相当する2,494億円を第1国庫納付金として納付するとともに、26年度決算により生じた剰余金の50%に相当する198億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録又は免許を受けなければならないが、26年12月31日現在では、馬主2,335名（うち法人295、組合52、本邦外個人16）、調教師202名、騎手127名、登録馬7,765頭となっており、また、きゅう務員等は2,469名となっている。

2 地方競馬

26年度（4～3月）の地方競馬は、全国の14競馬場において14主催者（道県2、指定市2、一部事務組合

10）で合計261回、1,294日開催された。

売得金は合計3,879億円、入場人員は合計322万人となり、前年比では売得金は9.2%の増加、入場人員は1.1%の減少となった。

また、地方公共団体金融機構に対し、前年度の経営実績等に応じて合計3億円が納付された。

地方競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、26年12月31日現在では、馬主4,559名（うち法人313、組合33）、調教師471名、騎手298名、登録馬10,807頭（平地10,041頭、ばんえい766頭）となっており、また、きゅう務員は2,205名となっている。

第18節 農業生産工程管理（GAP）の推進

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことである。

農業生産工程管理（GAP）については、全国で約2,713産地（平成26年3月末時点）まで導入が拡大している一方で、様々な取組内容のGAPが存在しており、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を踏まえた一定水準以上の取組の普及、拡大を推進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、我が国の農業生産活動において特に実践を奨励すべき取組を明確化するものとして平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した農業生産工程管理（GAP）の導入を進めるため、普及組織による指導や産地のリーダーの育成等の支援を実施した。

また、輸出を目指す生産者・産地に対し、ICTを導入して、欧州の流通小売の大手企業が策定した取引要件としてのGAPであるGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組への支援や震災による津波や放射性物質の影響を受けた地域の実情に対応したGAPの活用等の支援を実施した。

（平成26年度予算額）

○消費・安全対策交付金 2,048百万円の内数

○新品種・新技術活用型産地育成支援事業

1,071百万円の内数

○東日本大震災農業生産対策交付金

8,887百万円の内数

第19節 協同農業普及事業

「農業改良助長法」(昭和23年法律第165号)に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 農業革新支援専門員の配置

平成23年度に改定した「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、平成24年度に①研究、行政等との連携、②普及活動の総括、③普及指導員の資質向上、④先進的な農業者等からの相談・支援等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置した。

また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備した。

2 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業に係る経費の財源として、国から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。（予算額 2,409百万円）

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった協同農業普及事業は以下のとおりであった。

(1) 普及指導員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に普及指導員6,664人（平成27年3月31日現在）を設置した。

普及指導員は、その大部分が普及指導センターに所属し、一部は農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、試験研究機関等に所属した。

普及指導員の任用については、国が実施する普及指導員資格試験に合格した者、無試験による任用として、一定の学歴及び経験を有する者及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条の規定により認定を受けた都道府県において一定の基準を満たす者の中から行われた。

(2) 普及指導員の活動

農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、次のような活動を実施した。

ア 農業者に対する巡回指導及び相談

イ 試験研究機関等で開発された新技術等の実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定

ウ 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供

エ 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

オ 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ちつつ、普及指導活動の充実を図るための専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究

(3) 普及指導センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動の拠点並びに農業者等に対する情報提供及び相談の場として、普及指導センター366か所（平成27年3月31日現在）の運営を行った。

また、普及指導センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、普及指導員相互の緊密な連絡の下に、普及指導員の事務分担や活動体制の決定、普及指導計画の策定を行うとともに、普及指導センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進を図るため、次のような事業を実施した。

ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材等の整備

イ 農業者に対して、農業技術や農業経営等に関する有益な情報の整理・提供

ウ 普及指導員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備

エ 普及指導センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体の職員及び普及指導協力委員を構成員とする地域農業改良普及推進協議会等の開催、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等の実施

オ 普及指導員の産前産後の休暇・育児休業中にその普及指導活動を代替して行う職員の設置

カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会等の開催及び就農相談員の設置

キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及指導協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えるため、農業又は農産物の加工若しくは販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者、例えば新技術の実践、農村青少年の育成等地域において先導的な役割を担う農業者等を、都道府県が

普及指導協力委員として委嘱し、これらの者が普及指導員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 普及指導員の研修

近年の農業分野における技術革新及び農業者の高度かつ多様なニーズに対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、普及指導員の資質の向上を図ることを目的に、都道府県段階における研修を実施するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。また、国段階における研修に派遣した。

ア 都道府県段階における研修

協同農業普及事業を進める上で都道府県域において取り組むべき課題等に関する研修、現場段階の実践的な研修、普及指導活動経験の浅い新任の普及指導員等に対するOJT等の研修

イ 国段階における研修

普及指導員の資質の全国的な高度化、全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題等国段階で統一的行うことが効果的な研修や、都道府県段階では対応が困難な課題等に関する研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の優れた指導者の育成に資する観点から、農村青少年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農村青少年を「青年農業士」として認定した。また、研究会の開催、青年農業士による先進地調査等を行った。

(7) 農業者研修教育施設の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）において、高校卒業生等を対象に長期の研修教育を行う養成課程、県の農業及び農村の実情に応じ、養成課程の卒業者を対象に、より高度な研修教育を行う研究課程及び新規就農希望者や農業者等を対象に、農業技術や経営管理手法を習得するための短期研修を行う研修課程の各教育課程で農業者研修教育を実施した。

また、これらのために必要な機材等の整備を行った。さらに、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修を実施した。

3 協同農業普及事業の効果的・効率的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢

の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 産地活性化総合対策事業のうち普及活動情報基盤整備事業

最新の技術・経営に関する情報を普及指導センターに迅速に提供し、効率的な普及活動を支援するため、普及情報ネットワークを通じた、情報の収集・提供、データベースの活用及びその運営体制の整備・改良等を実施するとともに、普及指導員等が県を越えて連携するシステムを構築した。

（予算額 2,882百万円の内数）

(2) 産地活性化総合対策事業のうち新品種・新技術コーディネーター活動支援事業

新品種・新技術等を活用したブランド産地の形成に向け、実需者・生産者・研究機関等の関係機関との連携を構築し、品種・技術の決定を主導するコーディネーターの活動を支援するため、（一社）全国農業改良普及支援協会が事業主体となって新品種・新技術に関する情報の収集・提供、研修会及び情報交換会の開催等の取組を実施した。

（予算額 2,882百万円の内数）

(3) 産地活性化総合対策事業のうち新技術導入広域推進事業

新技術による産地収益力の向上を図るため、各都道府県が主体となって取り組む新技術の実証、改良等による広域的に普及可能な技術を確立する取組を支援した。

（予算額 2,882百万円の内数）

(4) 産地活性化総合対策事業のうち経営資源有効活用離農した経営、後継者のいない経営における経営資源の有効活用を図るため、生産・経営技術の習得等を支援した。

（予算額 2,882百万円の内数）

(5) 産地活性化総合対策事業のうち産地ブランド発掘事業

現在有効活用されていない品種や技術等による産地形成を図るため、当該品種・技術についての分析・評価、生産者と実需者によるマッチング活動等を支援した。

（予算額 2,882百万円の内数）

(6) 産地活性化総合対策事業のうち援農隊マッチング支援事業

収穫期等の繁忙期に農家等が必要とする労働力を円滑に確保するため、援農者の確保・育成・組織化等を支援した。

（予算額 2,882百万円の内数）

